

12. 国連安保理決議

国際連合安全保障理事会決議第 1540 号 訳文
(外務省告示平成 16 年第 239 号)

安全保障理事会は、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを確認し、

この関連で、すべての加盟国が軍備管理及び軍縮に関連する義務を履行すること、また、すべての大量破壊兵器のあらゆる側面における拡散を防止することの必要性を含む 1992 年 1 月 31 日の国家及び政府の首脳レベルの安全保障理事会会合において採択された議長声明 (S/23500) を再確認し、

さらに、その声明が、すべての加盟国がその関連で地域的及び世界的な安定の維持を脅かし又は混乱させるいかなる問題をも、憲章に従い平和的に解決する必要性を強調していることを想起し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散によって生ずる国際の平和及び安全に対するいかなる脅威に対しても、国連憲章に規定されているその主要な責任に従って、適切かつ有効な行動をとる決意を確認し、

核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散の除去又は防止を目的とする多数国間条約への支持及び国際的な安定を促進するためにこれらの条約のすべての締約国が当該条約を完全実施することの重要性を確認し、

不拡散に貢献する多数国間取決めによるこの関連での努力を歓迎し、

平和的利用の目標は拡散の隠蔽に用いられるべきではないが、核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の防止が平和的目的のための物資、設備及び技術に関する国際協力を妨げるべきではないことを確認し、

テロリズムの脅威、並びに、安全保障理事会決議第 1267 号に基づいて設立された委員会により定められ保全されている国連の一覧表において明らかにされている者及び決議第 1373 号が適用される者といった非国家主体が、核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段を取得、開発、取引又は使用することの危険性を重大に懸念し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の問題に新たな広がりをつ加し、国際の平和及び安全に対して脅威を与えるそのような兵器及びそれらの運搬手段並びに関連物資の不正取引の脅威を重大に懸念し、

国際の安全に対するこの深刻な課題及び脅威への世界的な対応を強化するために、国の、小地域の、地域の及び国際的な段階における努力の調整を強化する必要性を認識し、

大部分の国が、自らが締結国となっている条約の下で拘束力のある法的義務を果たし、又は核兵器、化学兵器若しくは生物兵器の拡散の防止を目的としたその他の約束を行うとともに、核物質防護条約により必要とされ、放射性源の安全及び防護に関する国際原子力機関（IAEA）行動規範により勧告されているような機微な物質の用途を明らかにし、安全を確保し及び防護するための効果的な措置をとっていることを認識し、

さらに、すべての国が、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する追加的な効果的な措置をとることが緊急に必要なであることを認識し、

すべての加盟国が、自らが締結国となっている軍縮に関する条約及び合意を完全に実施することを奨励し、

国連憲章に従い、あらゆる手段を尽くしてテロリストの行為によって生ずる国際の平和及び安全に対する脅威に対処する必要性を再確認し、

今後、不拡散の分野における世界的な脅威に対する効果的な対応を促進することを決意し、

国連憲章第7章の下で行動して、

- 1 すべての国は、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えることを決定する。
- 2 また、すべての国は、自らの国内手続に従って、いかなる非国家主体も、特にテロリストの目的のために、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれらの活動に従事することを企てること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行することを決定する。

- 3 また、すべての国は、関連物質に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することを決定し、この目的のため、すべての国が、以下を行うことを決定する。
 - (a) 生産、使用、貯蔵又は輸送において、そのような品目の使途を明らかにし、安全を確保するための適切かつ効果的な措置を策定し維持すること。
 - (b) 適切で効果的な防護措置を策定し維持すること。
 - (c) 自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。
 - (d) 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関連する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し及び維持すること。また、そのような輸出管理に関する法令の違反に対する適切な刑事上又は民事上の罰則を確立し及び執行すること。
- 4 安全保障理事会の仮手続規則 28 に従って、2 年を超えない期間の間、すべての同理事会理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、この委員会が、適当な場合には他の専門的意見も求めつつ、この決議の実施状況について、安全保障理事会の検討のために同理事会に対して報告することを決定するとともに、この目的のため、国に対し、この決議の採択から 6 か月以内に、この決議の実施のためにとった又はとろうとする措置に関する最初の報告を委員会に提出するよう要請する。
- 5 この決議に規定するいかなる義務も、核兵器不拡散条約 (NPT)、化学兵器禁止条約 (CWC) 及び生物兵器禁止条約 (BWC) の締結国の権利及び義務と抵触する若しくはこれらを変更するものとして解してはならず、又は、国際原子力機関 (IAEA) 若しくは化学兵器禁止機関 (OPCW) の責任を変更するものとして解してはならないことを決定する。
- 6 この決議を実施するにあたり、効果的な国内管理表が有用であることを認識し、すべての加盟国に対して、必要なときは、そのような表をできる限り早い機会に策定することを追求するよう要請する。

- 7 一部の国はこの決議の規定をその領域内において実施するにあたり支援を必要とすることを認識し、国に対し、可能なときは、個々の要請に応じて、上記の規定を履行するための法令上の基盤、実施の経験または資源を欠く国に対して適当な援助を提供するよう招請する。
- 8 すべての国に対して以下を要請する。
 - (a) 核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散を防止することを目的とし、自らが締約国となっている多数国間条約の普遍的な採択、完全な実施及び必要な場合には強化を促進すること。
 - (b) 不拡散に関する主要な多数国間条約の下での約束の遵守を確保するための国内法令を採択していない場合には、これを行うこと。
 - (c) 不拡散の分野における共通の目的を追求し達成するため及び平和的目的のための国際協力を促進するための重要な手段として、特に国際原子力機関（IAEA）、化学兵器禁止機関（OPCW）及び生物兵器禁止条約（BWC）の枠内において、多国間の協力への約束を新たにし、これを満たすこと。
 - (d) そのような法律の下での義務について産業界や公衆に通報し、これらとともに作業する適当な方法を策定すること。
- 9 すべての国に対し、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散による脅威に対応するよう不拡散に関する対話及び協力を促進するよう要請する。
- 10 さらに、その脅威に対処するため、すべての国に対し、自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、核兵器、化学兵器又は生物兵器、それらの運搬手段及び関連物資の不正取引を防止するための協力行動をとるよう要請する。
- 11 この決議の実施を緊密に監視し、適当な段階で、この目的のために必要とされる更なる決定を行う意図を表明する。
- 12 この問題に引き続き関与することを決定する。

＊この決議のみを目的とする定義

運搬手段：核兵器、化学兵器又は生物兵器を運搬する能力を有するミサイル、ロケット及びその他の無人システムであって、そのような使用のために特別に設計されたもの。

非国家主体：この決議が対象とする活動を行うにあたり、いかなる国の法律に基づく権

限の下でも行動していない個人又は団体。

関連物資：核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物資、設備及び技術であって、関係する多国間条約及び取決めの対象となっているもの又は国内管理表に含まれているもの。

国際連合安全保障理事会決議第 1695 号 訳文
(外務省告示平成 18 年第 489 号)

安全保障理事会は、

1993 年 5 月 11 日の決議第 825 号 (1993 年) 及び 2004 年 4 月 28 日の決議第 1540 号 (2004 年) を再確認し、

朝鮮半島及び北東アジア地域全体の平和及び安定を維持することの重要性に留意し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

北朝鮮の弾道ミサイルの発射について、このような装置が、核、化学及び生物兵器の弾頭の運搬手段として使用される可能性にかんがみ、重大な懸念を表明し、

北朝鮮が、ミサイル発射のモラトリアムを維持するという誓約に違反したことについて、深刻な懸念を表明し、

北朝鮮が、適切な事前通報を行わなかったことによって民間航空及び海運に危険を生じさせたことについて、更なる懸念を表明し、

北朝鮮が、近い将来に弾道ミサイルを更に発射する可能性を示唆していることについて、重大な懸念を表明し、

このような事態を平和的かつ外交的に解決することへの要望を更に表明し、理事国及びその他の加盟国による対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための努力を歓迎し、

北朝鮮が、1998 年 8 月 31 日に、地域の諸国に対する事前通報を行わずにミサイルによって推進される物体を発射し、当該物体が日本付近の海域に落下したことを想起し、

北朝鮮による核兵器の不拡散に関する条約 (以下「条約」という。) からの脱退に関する発表並びに条約及び国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) の保障措置に係る義務にもかかわらず、核兵器を追求することを表明したことを遺憾とし、

中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明を実施することの重要性を強調し、

前記の発射は、特に北朝鮮が核兵器の開発を行っている旨宣言したことにかんがみ、地域内外の平和、安定及び安全を危うくすることを確認し、

国際の平和及び安全の維持のための特別な責任の下に行動して、

- 1 北朝鮮が、2006 年 7 月 5 日（現地時間）に弾道ミサイルを複数回発射したことを非難する
- 2 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求する。
- 3 すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、ミサイル並びにミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術が北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器（以下「WMD」という。）計画に対して移転されることを防止するよう要求する。
- 4 すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、北朝鮮からのミサイル又はミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術の調達並びに北朝鮮のミサイル又は WMD 計画に関連する資金の移転を防止するよう要求する。
- 5 特に北朝鮮に対し、自制を示し緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えること並びに、政治的及び外交的努力を通じ、不拡散上の懸念に係る決議に基づく取組みを継続していくことの必要性を強調する。
- 6 北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、2005 年 9 月 19 日の共同声明の迅速な実施に向けて作業すること、特にすべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、条約及び IAEA 保障措置に早期に復帰することを強く要請する。
- 7 六者会合を支持し、その早期の再開を要請し、すべての参加者に、平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、2005 年 9 月 19 日の共同声明の完全な実施について努力を強化するよう要請する。
- 8 この問題に引き続き関与することを決定する。

国際連合安全保障理事会決議第 1718 号 訳文
(外務省告示平成 18 年第 598 号)

安全保障理事会は、

決議第 825 号 (1993 年)、決議第 1540 号 (2004 年) 及び特に決議第 1695 号を含むこれまでの関連する決議並びに 2006 年 10 月 6 日の議長声明 (S/PRST/2006/41) を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

2006 年 10 月 9 日に核兵器の実験を実施したとの北朝鮮による発表、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

核兵器の不拡散に関する国際的な制度は維持されなければならないとの強固な確信を表明するとともに、北朝鮮は核兵器の不拡散に関する条約に従い核兵器国としての地位を有することはできないことを想起し、

北朝鮮による核兵器の不拡散に関する条約からの脱退に関する発表及び核兵器の追求を遺憾とし、

北朝鮮が無条件で六者会合に復帰することを拒否してきたことを更に遺憾とし、

中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明を支持し、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを強調し、

北朝鮮が発表した実験が地域内外の緊張を増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、それゆえに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が存在することを認定し、

国際連合憲章第 7 章の下で行動し、同憲章第 41 条に基づく措置をとって、

- 1 北朝鮮が、関連する決議（特に決議第 1695 号（2006 年））、及び、このような実験は国際社会の普遍的な非難を招くものであり国際の平和及び安全に対する明白な脅威となるものである旨述べた 2006 年 10 月 6 日の議長声明（S/PRST/2006/41）を甚だしく無視して、2006 年 10 月 9 日に発表した核実験を非難する。
- 2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないことを要求する。
- 3 北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約からの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。
- 4 北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約及び国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の保障措置に復帰することを更に要求するとともに、核兵器の不拡散に関する条約のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。
- 5 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定する。
- 6 北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、核兵器の不拡散に関する条約の下で締約国に課される義務及び IAEA 保障措置協定（IAEA INFCIR/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEA が要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）を IAEA に提供することを決定する。
- 7 また、北朝鮮が、その他の既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄することを決定する。
- 8 次のとおり決定する。
 - (a) すべての加盟国は、北朝鮮に対する自国の領域を通ずる又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のもの（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止する。
 - (i) 国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口徑火炮システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイル・システム、若しくは、予備部品を含む関連物資、又は、安全保障理事会若しくは下記 12 の規定

により設置される委員会（以下「委員会」という。）により定められる品目

(ii) 文書 S/2006/814 及び S/2006/815 の表に定められるすべての品目、資材、機材、物品及び技術（文書 S/2006/816/の表も考慮して、本件決議の採択から 14 日以内に、委員会が規定を修正し又は完成させない場合に限る。）、並びに、安全保障理事会又は委員会により指定される、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画に資するその他の品目、資材、機材、物品及び技術

(iii) 奢侈品

(b) 北朝鮮は、上記 (a) (i) 及び (a) (ii) の規定の対象となっているすべての品目の輸出を停止し、また、すべての加盟国は、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのそのような品目（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止する。

(c) すべての加盟国は、上記 (a) (i) 及び (a) (ii) の規定にある品目の提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、助言、サービス又は援助の、北朝鮮に対する自国民による若しくは自国の領域からの又は北朝鮮からのその国民による若しくはその領域からの、あらゆる移転を防止する。

(d) すべての加盟国は、それぞれの法的手続に従い、この決議の採択の日に又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している（その他の不正な手段を通じたものも含む。）として委員会若しくは安全保障理事会により指定される者又は団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを直ちに凍結し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる者若しくは団体により、そのような者又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保する。

(e) すべての加盟国は、委員会又は安全保障理事会により、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連及びその他の大量破壊兵器関連の計画に関係のある北朝鮮の政策に責任を有している（北朝鮮の政策を支持し又は促進することを通じたものを含む。）として指定される者及びその家族の構成員が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとる。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

(f) すべての加盟国は、この規定の要求の遵守を確保し、これにより、核、化学又は生物兵器、その運搬手段及び関連する物資の不正な取引を阻止するため、必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、協力行動（北朝鮮への又は北朝鮮からの貨物の検査によるものを含む。）をとることが要請される。

9 上記 8 (d) の規定は、関係国により次のとおり決定された金融その他の資産又は資源に

は適用しないことを決定する。

- (a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産及び経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから 5 作業日以内に否定的な決定を行わない場合
- (b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合
- (c) 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記 8 (d) に規定する者若しくは安全保障理事会又は委員会により指定される個人又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合

10 委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往來が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合、又は、委員会が、免除がこの決議の目的に資すると結論する場合は、上記 8 (e) の規定により課される措置は適用しないことを決定する。

11 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 30 日以内に、上記 8 の規定を効果的に実施するために実施した措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請する。

12 安全保障理事会の仮手続規則の規則 28 に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。

- (a) すべての国（特に上記 8 (a) に規定される品目、資材、機材、物品及び技術を生産し又は保有する国）に対し、この決議の 8 により課された措置を効果的に実施するためにとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。
- (b) この決議の 8 により課される措置に関して申し立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとること。
- (c) 上記 9 及び 10 に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。
- (d) 上記 8 (a) (i) 及び 8 (a) (ii) の目的のために特定される追加の品目、資材、機材、物品及び技術について決定すること。

- (e) 上記 8 (d) 及び 8 (e) により課される措置の対象となる追加の個人及び団体を指定すること。
 - (f) この決議により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定めること。
 - (g) 安全保障理事会に対し、委員会の作業について、特に上記 8 の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び勧告とともに、少なくとも 90 日ごとに報告すること。
- 13 朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明を迅速に実施するために、外交努力を強化し、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控え、かつ、6 者会合の早期の再開を促進するというすべての関係国による努力を歓迎し、更に奨励する。
- 14 北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、また、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明の迅速な実施に向けて作業することを要請する。
- 15 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮によるこの決議の規定の遵守の状況にかんがみ、上記 8 に規定する措置の妥当性について、その時点における必要に応じ、検討（これらの措置の強化、調整、停止又は解除についての検討を含む。）を行う用意があることを確認する。
- 16 追加の措置が必要な場合には、更なる決定が必要とされることを強調する。
- 17 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

国際連合安全保障理事会決議第 1737 号 訳文
(外務省告示平成 19 年第 47 号)

安全保障理事会は、

2006 年 3 月 29 日の議長声明 (S/PRST/2006/15) 及び 2006 年 7 月 31 日の決議第 1696 号 (2006 年) を想起し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 理事会の決議 GOV/2006/14 を含め、IAEA 事務局長により安全保障理事会に報告された、イランの核計画に関連する数多くの IAEA 事務局長報告及び IAEA 理事会決議に対する深刻な懸念を改めて表明し、

2006 年 2 月 27 日の IAEA 事務局長報告 (GOV/2006/15) が、核の軍事的側面を有し得る問題を含む、イランの核計画に関する数多くの未解決の問題及び懸念を列挙していること、並びに、イランにおいて未申告の核物質又は核活動は存在しないと IAEA が結論することができないことに対する深刻な懸念を改めて表明し、

イランの核計画のすべての側面について解明するための 3 年以上にわたる IAEA による努力の後も、情報の欠如が引き続き懸念されていること、並びに、IAEA がイランにおいて未申告の核物質及び核活動が存在しないことについての確証を提供するための努力において進展を得ることができないことを含む、2006 年 4 月 28 日の IAEA 事務局長報告 (GOV/2006/27) 及びその所見に対する深刻な懸念を改めて表明し、

2006 年 6 月 8 日 (GOV/2006/38)、2006 年 8 月 31 日 (GOV/2006/53) 及び 2006 年 11 月 14 日 (GOV/2006/64) の IAEA 事務局長報告により確認されたとおり、イランが決議第 1696 号 (2006 年) に定めるすべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下での IAEA との協力も再開しておらず、また、IAEA 理事会により要求されているその他の措置もとっておらず、安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年) に定める信頼醸成のために不可欠な規定を履行していないことに深刻な懸念をもって留意するとともに、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出すための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、そのような解決が他の地域における核不拡散に資することに留意し、また、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、交渉による解決を追求することを引き続き約束していることを歓迎し、

安全保障理事会がこの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号（2006 年）及び IAEA の要求事項をイランが遵守するよう説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続き IAEA 理事会の要求事項を満たしていないこと及び安全保障理事会決議第 1696 号（2006 年）の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下での安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し及び未解決の問題を解決するために不可欠なものとして、同理事会決議 GOV/2006/14 において IAEA 理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを確認する。
- 2 この文脈において、イランが更なる遅滞なく以下の拡散上機微な核活動を停止することを決定する。
 - (a) 研究及び開発を含む、すべての濃縮関連活動及び再処理活動。その停止は IAEA により検証される。
 - (b) 研究用重水減速炉の建設を含む、すべての重水関連計画に関する作業。その停止は IAEA により検証される。
- 3 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、イランの濃縮関連活動、再処理活動若しくは重水関連活動に又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る次のすべての品目、資材、機材、物品及び技術（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に又は間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

- (a) 文書 S/2006/814 中の INFCIRC/254/Rev.8/Part1 の B.2、B.3、B.4、B.5、B.6 及び B.7 に定めるもの
 - (b) 文書 S/2006/814 中の INFCIRC/254/Rev.8/Part1 の A.1 及び B.1 に定めるもの。ただし、次のものの供給、販売又は移転を除く。
 - (i) B.1 に掲げる機材であって、軽水炉のためのもの
 - (ii) A.1.2 に掲げる低濃縮ウランであって、軽水炉用の核燃料要素の一部となっているもの
 - (c) 文書 S/2006/815 に定めるもの。ただし、同文書第 2 分類 19.A.3 に掲げる品目の供給、販売又は移転を除く。
 - (d) 濃縮関連活動、再処理活動若しくは重水関連活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得るものであって、安全保障理事会又は下記 18 により設立される委員会（以下「委員会」という。）が必要に応じて認めるあらゆる追加的な品目、資材、機材、物品及び技術
- 4 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のすべての品目、資材、機材、物品及び技術（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に又は間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。
- (a) 文書 S/2006/814 の INFCIRC/254/Rev.7/Part2 に定めるものであって、濃縮関連活動、再処理活動又は重水関連活動に寄与するであろうと加盟国が認めるもの
 - (b) 文書 S/2006/814 又は S/2006/815 に記載されていないあらゆるその他の品目であって、濃縮関連活動若しくは再処理活動若しくは重水関連活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与するであろうと加盟国が認める品目
 - (c) IAEA が懸念を表明し又は未解決であると確認したその他の問題に関連する活動の追求に寄与するであろうと加盟国が認めるあらゆる更なる品目
- 5 加盟国は、文書 S/2006/814 及び S/2006/815 に掲げる品目、資材、機材、物品及び技術であって、上記 3 (b)、(c) 又は 4 (a) の規定によりイランに対する輸出が禁止されていないすべてのものの供給、販売若しくは移転について、次のことを確保することを決定する。
- (a) 文書 S/2006/814 及び S/2006/985 に定めるガイドラインの要求が適切に満たされていること。
 - (b) 加盟国が、供給されたあらゆる品目の最終用途及び最終使用地を検証する権利を取得し、かつ、それを効果的に行使する立場にあること。
 - (c) 加盟国が、その供給、販売又は移転から 10 日以内に委員会に対して通知すること。

- (d) 加盟国が、文書 S/2006/814 に含まれる品目、資材、機材、物品及び技術の場合には、IAEA に対しても、その供給、販売又は移転から 10 日以内に通知すること。
- 6 すべての加盟国が、上記 3 及び 4 に定める禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売、移転、製造若しくは使用に関連する、あらゆる技術援助若しくは訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスのイランに対する提供、及び、金融資産又は金融サービスの移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。
- 7 イランが、文書 S/2006/814 及び S/2006/815 のあらゆる品目を輸出しないこと、並びに、すべての加盟国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用によるイランからのそのような品目（イランの領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止することを決定する。
- 8 イランが 2 で定める停止を検証し、かつ、IAEA の報告において確認されたすべての未解決の問題を解決できるようにするため、IAEA が要請するようなアクセス及び協力を提供することを決定するとともに、イランに対し、追加議定書を速やかに批准することを要請する。
- 9 上記 3、4 及び 6 により課される措置は、委員会がそのような品目若しくは援助の供給、販売、移転又は提供が、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に資するイランの技術の発展に明らかに寄与しないものであることを事前にかつ個別の案件に応じて認める場合（そのような品目又は援助が食糧、農業、医療又はその他の人道的目的のものである場合を含む。）には、適用されないことを決定する。ただし、次の二の条件を満たす場合に限る。
- (a) そのような品目又は援助の引渡しの契約が、最終使用者に関する適切な保証を含んでいること。
- (b) イランがそのような品目を拡散上機微な核活動において又は核兵器運搬システムの開発のために使用しないことを約束していること。
- 10 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに関与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に関して、監視することを要請する。また、この関連で、すべての加盟国が、この決議の附属書（以下「附属書」という。）において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（上記 3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会に

より追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を委員会に通知することを決定する。ただし、そのような渡航が上記 3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。

- 11 上記 10 のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記 10 の規定の履行において人道上の配慮及びこの決議の目的に合致する必要性（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）を考慮に入れることを強調する。
- 12 すべての加盟国は、この決議の採択の日に又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、附属書において指定される者若しくは団体、並びに、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し若しくは支援を提供しているとして安全保障理事会若しくは委員会により指定される追加の者若しくは団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により、又は、それらにより所有され若しくは管理される団体により、所有され又は管理されるもの（不正な手段を通じたものも含む。）を直ちに凍結すること、また、この規定の措置は、安全保障理事会又は委員会がそのような者又は団体を附属書から削除する場合に、その時点において、それらについて適用されなくなることを決定する。また、すべての加盟国が、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内に所在する者若しくは団体により、それらの者及び団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。
- 13 上記 12 により課される措置は、関係国により次のとおり決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用しないことを決定する。
 - (a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産若しくは経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから 5 作業日以内に否定的な決定を行わない場合
 - (b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合
 - (c) 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、

その担保又は判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記 10 及び 12 に従って指定される者又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合

(d) 上記 3 (b) (i) 及び (ii) の規定に定める品目に直接に関連する行動に必要であると決定されたものであって、関係国により委員会に対し通知された場合

14 加盟国は、上記 12 の規定に従って凍結された口座に対し、それらの口座に生ずる利子若しくはその他の収入又はそれらの口座がこの決議の規定の対象となる日よりも前に生じた契約、合意若しくは義務に基づいて行われる支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような利子、その他の収入及び支払いは引き続きこれらの規定の対象であり凍結される。

15 上記 12 の措置は、指定された者又は団体が、そのような者又は団体のリストへの記載よりも前に締結された契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではないことを決定する。ただし、関係国が以下のとおり決定した場合であって、関係国より委員会に対し、そのような支払いを行い若しくは受領する意図、又は、適当な場合にはそのために資金、その他の金融資産若しくは経済資源の凍結の解除を認可する意図について、そのような認可の 10 作業日前までに通知がなされる場合に限る。

(a) その契約が、上記 3、4 及び 6 に規定される禁止された品目、資材、機材、物品、技術、援助、訓練、資金援助、投資、仲介又はサービスのいずれにも関連していないこと。

(b) その支払いが、上記 12 に従って指定された者又は団体により直接又は間接に受領されるものでないこと。

16 IAEA により又はその下でイランに対し提供される技術協力は、食糧、農業、医療、安全又はその他の人道的目的のためである場合、又は、上記 3 (b) (i) 及び (ii) の規定に定める品目に直接に関係する事業のために必要である場合にのみ行われ、かつ、上記 2 に定める拡散上機微な核活動に関連するいかなる技術協力も提供されないことを決定する。

17 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与するであろう分野の、自国の領域内における若しくは自国民によるイラン国民に対する専門教育又は訓練を監視し防止することを要請する。

18 安全保障理事会の仮手続規則の規則 28 に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。

(a) すべての国（特に地域内の国及び上記 3 及び 4 に規定される品目、資材、機材、物品及び技術を生産する国）に対し、この決議の 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 により課さ

れる措置を効果的に実施するためにとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。

(b) IAEA 事務局に対し、この決議の 16 により課される措置を効果的に実施するために IAEA がとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。

(c) この決議の 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 により課される措置に関して申し立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとること。

(d) 上記 9、13 及び 15 に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。

(e) 上記 3 の目的のために特定される追加の品目、資材、機材、物品及び技術を必要に応じ決定すること。

(f) 上記 10 及び 12 により課される措置の対象となる追加の個人及び団体を必要に応じ指定すること。

(g) この決議により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定め、また、個人又は団体が上記 10 及び 12 に定める基準を満たす理由及び関連する識別情報につき可能な場合には情報を提供するとの加盟国に対する要求を、そのような指針に含めること。

(h) 安全保障理事会に対し、委員会の作業について、特に上記 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び勧告とともに、少なくとも 90 日ごとに報告すること。

19 すべての加盟国は、この決議の採択から 60 日以内に、上記 3、4、5、6、7、8、10、12 及び 17 を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを決定する。

20 上記 2 に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全なかつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、そのような解決のために積極的に取り組むという国際社会の意思を強調し、イランに対し、上記の規定を遵守することにより国際社会及び IAEA と再び協働することを奨励し、そのような協働がイランにとって有益であることを強調する。

21 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、この問題の交渉による解決を約束していることを歓迎し、イランに対し、相互尊重に基づくイランとの関係及び協力の発展及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立を可能とする長期的かつ包括的な合意に向けた、決議第 1696 号（2006 年）において安全保障理事会により承認された 2006

年6月のこれら6か国の提案（S/2006/521）に向き合うことを奨励する。

- 22 IAEAの権威を強化する決意を改めて表明し、IAEA理事会の役割を強く支持し、IAEAの枠内でイランにおけるすべての未解決の問題を解決するためにIAEA事務局長及び事務局が行っている専門的で公平な努力を称賛し及び奨励し、IAEAがイランの核計画に関連するすべての未解決の問題を明らかにするために活動を継続する必要性を強調する。
- 23 IAEA事務局長に対し、60日以内に、イランがこの決議に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA理事会により要求されるすべての措置及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。
- 24 60日以内に提出される上記23に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。
 - (a) イランが、交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これがIAEAにより検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。
 - (b) 安全保障理事会は、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつIAEA理事会の要求を満たし、これがIAEA理事会により確認されたと決定した場合には、この決議の3、4、5、6、7、10、及び12の規定に定める措置を直ちに終了する。
 - (c) 上記23の報告書が、イランがこの決議を遵守していないことを示す場合には、この決議及びIAEAの要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第7章第41条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。
- 25 この問題に引き続き関与することを決定する。

別添附属

A 核計画に関与する団体

- 1 イラン原子力庁
- 2 メスバーフ・エネルギー社（A40 研究炉を提供・アラク）
- 3 カラ・エレクトリック（PFEP（パイロット燃料濃縮プラント）を提供・ナタンズ）
- 4 バルス・トラッシュ・カンパニー（IAEA 報告の指摘によれば、遠心分離機計画に関与。）
- 5 ファラーヤンド・テクニク（IAEA 報告の指摘によれば、遠心分離機計画に関与。）
- 6 防衛産業機構（イラン国防軍需省管理下団体の連合体。下部組織には、遠心分離器計画の組立て及びミサイル計画に関与した団体がある。）
- 7 セブンス・オブ・ティール（防衛産業機構の下部組織。核計画に直接関与してきていると広く認識されている。）

B 弾道ミサイル計画に関与する団体

- 1 シャヒード・ヘンマット産業グループ（航空宇宙産業機構の下部団体）
- 2 シャヒード・バーゲリー産業グループ（航空宇宙産業機構の下部団体）
- 3 ファジュール産業グループ（以前は計測機器工場施設。航空宇宙産業機構の下部団体）

C 核計画に関与する個人

- 1 モハンマド・ガンナディ・イラン原子力庁研究・開発副長官
- 2 ベフマン・アスガルプール運用部長（アラク）
- 3 ダウード・アーガージャーニーPFEP 総裁（ナタンズ）
- 4 イーサン・モナージェミー建設計画部長、ナタンズ
- 5 ジャファル・モハンマディ・イラン原子力庁技術担当顧問（遠心分離機の弁の生産管理担当）
- 6 アリー・ハージーニアー・レイラーバーディ・メスバーフ・エネルギー社総裁
- 7 モハンマド・メフディ・ネジャード・ヌーリー中將（マレク・アシュタル防衛技術大学学長。同大化学学部は、国防軍需省と提携してベリリウム実験を実施。）

D 弾道ミサイル計画に関与する個人

- 1 ホセイン・サリーミー准将、空軍司令官、革命ガード（IRGC）（パスダラン）
- 2 アフマド・ヴァヒード・ダストジェルディ航空宇宙産業機構総裁
- 3 レザー・ゴリー・エスマエリ航空宇宙産業機構、貿易国際部長
- 4 バフマンヤール・モルテザー・バフマンヤール航空宇宙産業機構財務予算部長

E 核及び弾道ミサイル計画の両方に関与する個人

- 1 ヤフヤ・ラヒーム・サファヴィ少将、革命ガード（IRGC）総司令官（パスダラン）

国際連合安全保障理事会決議第 1747 号 訳文
(外務省告示平成 19 年第 277 号)

安全保障理事会は、

2006 年 3 月 29 日の議長声明 (S/PRST/2006/15)、2006 年 7 月 31 日の決議第 1696 号 (2006 年) 及び 2006 年 12 月 23 日の決議第 1737 号 (2006 年) を想起するとともに、それらの規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及びこの条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

決議第 1696 号 (2006 年) 及び第 1737 号 (2006 年) に定める国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 事務局長報告に対する安全保障理事会の深刻な懸念を想起し、

2007 年 2 月 22 日の最新の IAEA 事務局長報告 (GOV/2007/8) を想起するとともに、この報告に示されているとおり、イランが決議第 1696 号 (2006 年) 及び決議第 1737 号 (2006 年) を遵守していないことを遺憾とし、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出すための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、そのような解決が他の地域における核不拡散に資することに留意し、また、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、交渉による解決を追求することを引き続き約束していることを歓迎し、

イランの核問題の解決は世界的な不拡散の努力及び大量破壊兵器 (その運搬手段を含む。) の無い中東という目的を実現することに資すると述べる IAEA 理事会決議 (GOV/2006/14) を想起し、

安全保障理事会がこの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号 (2006 年) 及び決議第 1737 号 (2006 年) 並びに IAEA の要求事項をイランが遵守するよう説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

加盟国は安全保障理事会により決定された措置の実施にあたり相互の支援の提供に参加することを要求されていることを想起し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続き IAEA 理事会の要求事項を満たしていないこと並びに安全保障理事会決議第 1696 号（2006 年）及び決議第 1737 号（2006 年）の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下での安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し及び未解決の問題を解決するために不可欠なものとして、同理事会決議 GOV/2006/14 において IAEA 理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを再確認し、この文脈で、イランは決議第 1737 号（2006 年）2 において要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないとの安全保障理事会の決定を確認する。
- 2 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに関与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に関して、監視し抑制することも要請する。また、この関連で、すべての加盟国が、決議第 1737 号（2006 年）18 に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）に対し、決議第 1737 号（2006 年）の附属書又はこの決議の附属書 1 において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（決議第 1737 号（2006 年）3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を通知することを決定する。ただし、そのような渡航が、同決議の 3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。
- 3 上記 2 のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記 2 の規定の履行において人道上の配慮（宗教上の義務を含む。）及びこの決議及び決議第 1737 号（2006 年）の目的に合致する必要性（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）を考慮に入れることを強調する。

- 4 決議第 1737 号（2006 年）12、13、14 及び 15 に定める措置は、この決議の附属書 1 に記載される者及び団体にも適用されることを決定する。
- 5 イランが、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、いかなる武器及び関連物資の直接又は間接の供給、販売又は移転も行わないこと、及び、すべての加盟国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、イランからのそのような品目（イランの領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止することを決定する。
- 6 不安定化をもたらす武器の蓄積を防止するため、すべての加盟国に対し、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイル・システムのイランに対する直接又は間接の供給、販売又は移転について、及び、そのような品目の供給、販売、移転、製造若しくは使用に関連する、あらゆる技術援助若しくは訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスのイランに対する提供、及び、金融資産又は金融サービスの移転について監視し抑制することを要請する。
- 7 すべての加盟国及び国際金融機関に対し、人道及び開発目的のものを除き、イラン・イスラム共和国政府に対する無償資金、資金援助及び緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないことを要請する。
- 8 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 60 日以内に、上記 2、4、5、6 及び 7 を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを要請する。
- 9 決議第 1737 号（2006 年）2 に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全なかつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、そのような解決のために積極的に取り組むという国際社会の意思を強調し、イランに対し、上記の規定を遵守することにより国際社会及び IAEA と再び協働することを奨励し、そのような協働がイランにとって有益であることを強調する。
- 10 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、この問題の交渉による解決の約束を継続的に確認していることを歓迎し、相互尊重及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの関係及び協力の発展を可能とする長期的かつ包括的な合

意に向けて、イランに対し、決議第 1696 号（2006 年）において安全保障理事会により承認され、この決議の附属書 2 に添付されている 2006 年 6 月のこれら 6 か国の提案（S/2006/521）に向き合うことを奨励するとともに、イランに対するこの提案が、引き続き検討に供されていることを評価の意をもって確認し、

- 11 IAEA の権威を強化する決意を改めて表明し、IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の枠内でイランにおけるすべての未解決の問題を解決するために IAEA 事務局長及び事務局が行っている専門的で公平な努力を称賛し及び奨励し、IAEA が、保障措置協定の遵守（非平和的目的のための核物質の不転用を含む。）を検証する権限を有すると国際的に認められた機関として、その憲章に従い、イランの核計画に関連するすべての未解決の問題を明らかにするために活動を継続する必要性を強調する。
- 12 IAEA 事務局長に対し、60 日以内に、イランが決議第 1737 号（2006 年）に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置並びに決議第 1737 号（2006 年）及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。
- 13 60 日以内に提出される上記 12 に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。
 - (a) イランが、早期かつ相互に受入れ可能な成果に到達するための誠実な交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。
 - (b) 安全保障理事会は、上記 12 に規定される報告書の受領後、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつ IAEA 理事会の要求を満たし、これが IAEA 理事会により確認されたと決定した場合には、決議第 1737 号（2006 年）の 3、4、5、6、7 及び 12 の規定並びにこの決議の 2、4、5、6 及び 7 の規定に定める措置を直ちに終了する。
 - (c) 上記 12 の報告書が、イランが決議第 1737 号（2006 年）及びこの決議を遵守していないことを示す場合には、これらの決議及び IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。
- 14 この問題に引き続き関与することを決定する。

別添附属書 I

核又は弾道ミサイル活動に関与する団体

- 1 アミュニション・アンド・メタラジー・インダストリーズ・グループ (AMIG) (別名 アミュニション・インダストリーズ・グループ) (AMIG は、イランの遠心分離計画におけるその役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されたセブンス・オブティールを管理している。AMIG は、決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されているディフェンス・インダストリーズ・オーガナイゼーション (DIO) に支配・管理されている。)
- 2 イスファハン・ニュークリアー・フュエル・リサーチ・アンド・プロダクション・センター (NFRPC) 及びイスファハン・ニュークリアー・テクノロジー・センター (ENTC) (濃縮関連活動に関与するアトミック・エナジー・オーガナイゼーション・オブ・イラン (AEIO) の核燃料製造及び調達会社の一部。AEIO は決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている。)
- 3 カボシャール・カンパニー (イランの核計画のためにグラスファイバー、真空溶解炉及び実験設備を入手しようとした AEIO の支配下にある会社)
- 4 パルチン・ケミカル・インダストリーズ (弾薬、爆薬並びにロケット及びミサイル用固形推進剤を製造する DIO の部門。)
- 5 キャラジ・ニュークリアー・リサーチ・センター (AEIO の研究部門の一部)
- 6 ノヴィン・エナジー・カンパニー (別名パルス・ノヴィン) (AEIO の内部で活動し、イランの核計画に関与する団体に AEIO に代わって資金を送金している。)
- 7 クルーズ・ミサイル・インダストリー・グループ (別名ネイヴァル・ディフェンス・ミサイル・インダストリー・グループ) (巡航ミサイルの製造及び開発。海軍のミサイル (巡航ミサイルを含む。) に責任を有する。)
- 8 バンク・セパ及びバンク・セパ・インターナショナル (バンク・セパはエアロスペース・インダストリーズ・オーガナイゼーション (AIO) 及びその下部機関 (いずれも決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されたシャヒード・ヘマット・インダストリアル・グループ (SHIG) 及びシャヒード・バーゲリー・インダストリアル・グループ (SBIG) を含む。) に支援を提供している。)
- 9 サナム・インダストリアル・グループ (AIO の下部機関。ミサイル計画のために AIO に代わって機材を購入している。)
- 10 ヤー・マヘディ・インダストリーズ・グループ (AIO の下部機関。ミサイル機材の国際的な購入に関与している。)

イラン革命ガードに関与する団体

- 1 コッツ・エアロノーティクス・インダストリーズ (無人航空機 (UAVs)、パラシュート、パラグライダー、パラモーター等を生産。イラン革命ガード (IRGC) は、これら製

品を非対称戦争主義政策の一環として使用することを高言している。)

- 2 パルス・アヴィエーション・サービシーズ・カンパニー (IRGC 空軍により使用される各種戦闘機 (MI-171 を含む。) を維持している。)
- 3 ショーア・アヴィエーション (IRGC が非対称戦争主義政策の一環として使用することを宣明している超軽量飛行機を生産している。)

核計画又は弾道ミサイル活動に関与する個人

- 1 フェレイドン・アッバース・ダヴァニ (次に指定されるモフセン・ファクリザーデ・マハバディと緊密に協働し、応用物理学研究所と関連を有する国防軍需省 (MODAFL) 上級科学者。)
- 2 モフセン・ファフリザーデ・マハバディ (国防軍需省上級科学者であり、物理学研究センター (PHRC) 前所長。IAEA は、同人が所長であった期間にわたる PHRC の活動に関し、同人に対する面談を要請したが、イラン政府が拒否した。)
- 3 サイド・ジャベル・サフダリ (ナタンズ濃縮施設管理者)
- 4 アミール・ラヒミ (濃縮関連活動に関与しており、AEIO の核燃料製造及び調達会社の一部であるイスファハン・ニュークリアー・フュール・リサーチ・アンド・プロダクション・センター所長)。
- 5 モフセン・ホジャティ (弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されているファジュール・インダストリアル・グループの社長)
- 6 メヘルダード・アフラギ・ケタバチ (弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている SBIG の社長)
- 7 ナーセル・マレキ (イランの弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている SHIG の社長。ナーセル・マレキはシャハーブ 3 弾道ミサイル計画の作業を監督している MODAFL の職員でもある。シャハーブ 3 は現在配備されているイランの長距離弾道ミサイルである。)
- 8 アフマド・デラフシャンデ (AIO 及びその下部機関 (決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている SHIG 及び SBIG を含む。) に支援を提供しているバンク・セパの頭取)。

イラン革命ガードの主要人物

- 1 モルテザ・レザイー准将 (IRGC 副司令官)
- 2 アリ・アクバル・アフマディアン中将 (IRGC 統合参謀長)
- 3 モハンマド・レザ・ザヘディ准将 (IRGC 陸軍司令官)
- 4 モルテザ・サファリ准将 (IRGC 海軍司令官)
- 5 モハンマド・ヘジャジ准将 (バシジ抵抗軍司令官)
- 6 カセム・ソレイマニ准将 (コッヅ部隊司令官)
- 7 ゾルガドル将軍 (IRGC 将校、治安担当内務次官)

別添附属書 II

長期的な取極の要素

我々の目標は、相互尊重及びイラン・イスラム共和国の核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づく、イランとの関係及び協力の発展である。我々はイランとの包括的な取極の交渉を新たに開始することを提案する。そのような取極は国際原子力機関（IAEA）に寄託され、安全保障理事会の決議により承認されることとなる。

交渉に向けた正当な条件を創出するため、

我々は、

- ・核兵器の不拡散に関する条約（以下、「NPT」と言う。）に基づく自国の義務に従って、平和的目的のために原子力を開発するイランの権利を再確認し、この文脈において、民生用原子力計画のイランによる開発に対する支持を再確認する。
- ・IAEA 憲章及び NPT に従って、国際的な共同事業を通じ、イランにおける新たな軽水炉の建設を積極的に支援することを約束する。
- ・交渉が再開されれば、安全保障理事会におけるイランの核計画の議論を停止することに合意する。

イランは、

- ・IAEA との完全な協力を通じ、IAEA のすべての未解決の懸念に対処することを約束する。
- ・IAEA 理事会及び安全保障理事会により要請されているとおり、すべての濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、IAEA による検証を受けるとともに、交渉の間これを継続することを約束する。
- ・追加的議定書の履行を再開する。

長期的な取極についての交渉において扱われる将来の協力の範囲

1 核

我々は以下の措置をとる。

原子力エネルギーに対するイランの権利

- ・無差別かつ NPT の第 1 条及び第 2 条に従って、平和的目的のための原子力に対するイランの奪い得ない権利を再確認し、民生用原子力計画のイランによる開発について同国と協力する。
- ・ユーラトム・イラン原子力協力協定を交渉し、履行する。

軽水炉

- ・国際的な共同事業を通じ、IAEA 憲章及び NPT に従って、最新の技術（必要な物品の移転及び軽水炉を耐震とするための先端技術の提供を認めることによるものを含む。）

を用いたイランにおける新たな軽水炉の建設を積極的に支援する。

- ・適切な制度により、使用済み核燃料及び放射性廃棄物の管理に係る協力を提供する。

原子力の研究及び開発

- ・研究用軽水炉の提供の可能性を含め、特に放射性同位元素の製造、基礎研究並びに医療及び農業における原子力の応用の分野において、研究・開発協力の相当程度の一括提案を提供する。

燃料保証

- ・イランに対し、以下に基づき、法的拘束力のある多層的な燃料保証を与える。
 - イランの原子炉に対する燃料の確かな供給のため、濃縮役務を提供するロシアにおける国際的な施設におけるパートナーとしての参加。交渉次第では、そのような施設はイランにおいて製造される全ての六フッ化ウラン（UF6）を濃縮し得る。
 - IAEA の参加及び監督の下で、イランのための核燃料の最大 5 年分の供給の備蓄を維持するための緩衝用在庫を商業的な条件で設置すること。
 - IAEA 理事会の次回会合において検討される案に基づき、核燃料への確かなアクセスのための常設の多国間メカニズムを IAEA と共に発展させること。

モラトリアムの再検討

この長期的な取極は、国際的な信頼を醸成するための共通の努力に関連して、以下の場合には、この取極のあらゆる側面を再検討するための条項を含むものとする。

- 核の軍事的側面を有し得る活動を含め、IAEA により報告されたすべての未解決の問題及び懸念が解決されたことが IAEA により確認されること。
- イランにおいて、未申告の核活動又は核物質は存在しないこと、及び、イランの民生用原子力計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼が回復されたことが確認されること。

2 政治及び経済

地域安全保障協力

地域の安全保障問題に関する対話及び協力を促進するための新たな会議への支持

国際貿易及び投資

国際的な機構（世界貿易機関を含む。）への完全な統合のための実際的な支援を通じて、国際経済、市場及び資本へのイランのアクセスの改善並びにイランにおける直接投資及びイランとの貿易の拡大のための枠組み（欧州連合との貿易及び経済協力協定を含む。）の創設。主要な物品及び技術へのアクセスを改善するための措置がとられることとなる。

民間航空

イランに対する民間航空機の輸出に関する民間航空協力（米国及び欧州の製造業者に対する制限の撤廃の可能性を含む。）を行い、それによりイランが民間航空機を新しくする見通しを拡大すること。

エネルギー・パートナーシップ

具体的な、かつ、実践的な応用を伴う、イランとEU及びその他の希望する国との間の長期的なエネルギー・パートナーシップの創設

通信基盤

米国の及びその他の関連輸出規制の撤廃の可能性を含む、イランの通信基盤の近代化及び先端インターネットの提供への支援

ハイテク協力

ハイテク分野及びその他の合意される分野における協力

農業

米国及び欧州の農産品、技術、農業機器へのアクセスの可能性を含む、イランにおける農業の発展への支援

国際連合安全保障理事会決議第 1803 号
(外務省告示平成 20 年第 218 号)

安全保障理事会は、

2006 年 3 月 29 日の議長声明 (S/PRST/2006/15)、2006 年 7 月 3.1 日の決議第 1696 号 (2006 年)、2006 年 12 月 23 日の決議第 1737 号 (2006 年) 及び 2007 年 3 月 24 日の決議第 1747 号 (2007 年) を想起するとともに、それらの規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及びこの条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

イランの核問題の解決は世界的な不拡散の努力及び大量破壊兵器 (その運搬手段を含む。) の無い中東という目的を実現することに資すると述べる国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 理事会決議 (GOV/2006/14) を想起し、

2007 年 5 月 23 日 (GOV/2007/22)、2007 年 8 月 30 日 (GOV/2007/48)、2007 年 11 月 15 日 (GOV/2007/58) 及び 2008 年 2 月 22 日 (GOV/2008/4) の IAEA 事務局長報告により確認されたとおり、イランは、決議第 1696 号 (2006 年)、第 1737 号 (2006 年) 及び第 1747 号 (2007 年) に規定されているすべての濃縮関連活動及び再処理活動並びに重水関連計画の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下での IAEA との協力を再開しておらず、また、IAEA 理事会により要求されているその他の措置をとっておらず、信頼を醸成するために不可欠である安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年)、第 1737 号 (2006 年) 及び第 1747 号 (2007 年) の規定を遵守していないことに深刻な懸念をもって留意し、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、

修正されたコード 3.1 に基づきイランにより提供された設計情報を検認する IAEA の権利に対してイランが異議を唱えたことに懸念をもって留意し、イランとの保障措置協定第 39 条に従い、コード 3.1 は一方的に修正する又は停止することができず、IAEA に対して提供された設計情報を検認する IAEA の権利は継続的権利であり、施設の建設の段階又は施設における核物質の存在に依存するものではないことを強調し、

IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の権威を強化する決意を改めて表明し、IAEA 事務局とイランの間の作業計画 (GOV/2007/48、附属) におけるイランの核計画に関連する未解決の問題を解決するための IAEA の努力を称賛し、2007 年 11 月 15 日

(GOV/2007/58) 及び 2008 年 2 月 22 日 (GOV/2008/4) の IAEA 事務局長報告に反映されている、この作業計画の実施における進捗を歓迎し、この作業計画の実施を完了すること（求められている透明性のための措置を履行することを通じて、IAEA がイランの申告の完全性及び正確性を評価することができるよう、IAEA が求めるすべての質問に対して回答を提供することを含む。）により、イランが迅速かつ効果的に明確な成果を生むことの重要性を強調し、

決議第 1737 号（2006 年）2 に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全かつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、その 2006 年 6 月の提案 (S/2006/521) を基礎に、交渉を通じてイランの核問題を解決する包括的戦略を探求するに当たり、更なる具体的な措置をとる意思を有していることを強調し、また、これらの国が、イランの核計画が専ら平和的な性格であることについて国際社会の信頼がひとたび回復されれば、イランは核兵器の不拡散に関する条約の締約国であるいかなる非核兵器国とも同様に扱われることとなると確認していることに留意し、

国際貿易に関連する加盟国の権利及び義務を考慮し、

決議第 1737 号（2006 年）の下での金融面の義務を履行することにつき加盟国を支援するために、金融活動作業部会が発出した指針を歓迎し、

安全保障理事会がこれらの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号（2006 年）、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）並びに IAEA の要求事項を遵守するようイランを説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続き IAEA 理事会の要求事項を満たしていないこと並びに安全保障理事会決議第 1696 号（2006 年）、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下で安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成する及び未解決の問題を解決するために不可欠なものとして、IAEA 理事会決議 GOV/2006/14 において同理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを再確認し、この文脈で、イランは決議第 1737 号（2006 年）2 において要求されている措置を遅滞なくとらなければならないとの安全保障理事会の決定を確認し、また、IAEA はイランが修正されたコード 3.1 を適用することの確認を求めていることを強調する。
- 2 イランの核計画に関するすべての未解決の問題を解決するためのイランと IAEA の間の合意及び 2008 年 2 月 22 日の事務局長報告（GOV/2008/4）に述べられているとおり、この関係で得られた進捗を歓迎し、IAEA に対しすべての未解決の問題を明らかにするために作業を継続するよう懇請し、これがイランの核計画が専ら平和的な性格であることについて国際社会の信頼を再確立することを助けることを強調し、イランと IAEA の間の保障措置協定に従い IAEA がイランの核活動に対する保障措置を強化することについて IAEA を支持する。
- 3 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに関与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に関して、監視し抑制することを要請する。また、この関連で、すべての加盟国が、決議第 1737 号（2006 年）18 に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）に対し、決議第 1737 号（2006 年）の附属書、決議第 1747 号（2007 年）の附属書 I 又はこの決議の附属書 I において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（決議第 1737 号（2006 年）3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を通知することを決定する。ただし、そのような入国又は通過が、決議第 1737 号（2006 年）3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。
- 4 上記 3 のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記の規定の履行において人道上の配慮（宗教上の義務を含む。）並びにこの決議、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）の目的に合致する必要性（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）を考慮に入れることを強調する。
- 5 すべての加盟国が、この決議の附属書 II において指定される個人及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（決議第 1737 号（2006 年）3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ

禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。)として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を防止するために必要な措置をとることを決定する。ただし、そのような入国又は通過が、決議第 1737 号 (2006 年) 3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。また、この規定はいかなる国に対しても自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務づけるものではない。

6 上記 5 の規定により課せられる措置は、委員会が人道上の必要性(宗教上の義務を含む。)に基づき当該渡航が正当化されると状況に応じて個別に決定する場合、又は、同委員会がそのような例外がこの決議の目的に資すると結論する場合には、適用しないことを決定する。

7 決議第 1737 号 (2006 年) 12、13、14 及び 15 に定める措置は、この決議の附属書 I 及び III に記載される者及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する者及び団体、それらにより所有され又は管理される団体、並びに、指定された者又は団体がこの決議、決議第 1737 号 (2006 年) 又は決議第 1747 号 (2007 年) の制裁を逃れること又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして安全保障理事会又は委員会により決定される者及び団体に対しても適用されることを決定する。

8 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、以下 (自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。) についてのイランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に若しくは間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

(a) 文書 S/2006/814 の中の INFCIRC/254/Rev.7/Part2 に掲げる、すべての品目、資材、機材、物品及び技術。ただし、その文書の附属第 1 節及び第 2 節に規定される、並びに、専ら軽水炉に使用され、事前に委員会に対して通報された第 3 節から第 6 節に規定される品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売又は移転 (決議第 1737 号 (2006 年) 5 の要求に従ったものに限る。) であって、そのような供給、販売又は移転が決議第 1737 号 (2006 年) 16 に規定される IAEA により又はその下でイランに対して提供される技術協力に必要な場合に限り、例外とする。

(b) 文書 S/2006/815 の第二分類 19.A.3 に掲げる、すべての品目、資材、機材、物品及び技術。

9 すべての加盟国に対し、決議第 1737 号 (2006 年) に規定されている拡散上機微な核活動若しくは核兵器運搬システムの開発に資する金融支援を防ぐために、イランとの貿易のための公的に供与される金融支援 (輸出信用、保証又は保険の供与を含む。) の新た

- な約束を、そのような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して行うことに関して監視することを要請する。
- 10 すべての加盟国に対し、決議第 1737 号（2006 年）に規定されている拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に資する活動を防ぐために、自国の領域における金融機関によるイランに住所を有するすべての銀行との活動、特に、バンク・メッリ及びバンク・サデラート並びにそれらの支店及び海外の子会社との活動を監視することを要請する。
- 11 すべての加盟国に対し、イラン・エア・カーゴ及びイラン・イスラム共和国 SHIPPING・ラインにより所有され若しくは運航されている航空機及び船舶が、この決議、決議第 1737 号（2006 年）若しくは決議第 1747 号（2007 年）の下で禁じられている物品を輸送していると信じる合理的根拠がある場合には、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ、国際法、特に海洋法及び関連する国際民間航空協定に適合する範囲内で、自国の空港及び海港において、その航空機若しくは船舶内のイラン向け及びイランからの貨物を検査することを要請する。
- 12 すべての加盟国に対し、上記に記された検査が実施された場合には、検査についての書面による報告（特に、検査の根拠の説明並びにその日時、場所、状況及び結果その他関連する詳細についての情報が含まれた内容とする。）を 5 作業日以内に安全保障理事会に対して提出することを要求する。
- 13 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 60 日以内に、上記 3、5、7、8、9、10 及び 11 を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを要請する。
- 14 決議第 1737 号（2006 年）18 に規定する委員会の権限は、決議第 1747 号（2007 年）及びこの決議において課せられる措置に対しても適用することを決定する。
- 15 相互尊重及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの全面的関係及びより広範な協力を発展させることを可能とする、この問題の包括的、長期的かつ適切な解決を求めて、対話の再開とイランへの提案を基礎とする協議を促進するための外交的努力を更に強化し、特にイランがすべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、IAEA により検証されるのであれば、イランとの直接対話及び交渉を開始するとの中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国の意思を強調する。
- 16 欧州連合共通外交・安全保障政策上級代表に対し、対話を再開するための必要な条件

を作るために、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国による関連の提案を含め、交渉を通じた解決を見出すための政治的及び外交的努力を支援するためにイランとの連絡を継続することを懇請する。

17 イランを含むすべての国に対し、この決議、決議第 1737 号 (2006 年) 又は決議第 1747 号 (2007 年) により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、イラン政府、イランにおけるいかなる者若しくは団体、決議第 1737 号 (2006 年) 及び関連する決議により指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。

18 IAEA 事務局長に対し、90 日以内に、イランが決議第 1737 号 (2006 年) に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置並びに決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。

19 上記に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。

(a) イランが、早期かつ相互に受入れ可能な成果に到達するための誠実な交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。

(b) 安全保障理事会は、上記に規定される報告の受領後、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつ IAEA 理事会の要求を満たし、これが IAEA 理事会により確認されたと決定した場合には、決議第 1737 号 (2006 年) の 3、4、5、6、7 及び 12 の規定、決議第 1747 号 (2007 年) の 2、4、5、6 及び 7 の規定、並びに上記の 3、5、7、8、9、10 及び 11 に定める措置を直ちに終了する。

(c) その報告が、イランが決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及びこの決議を遵守していないことを示す場合には、これらの決議及び IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。

20 この問題に引き続き関与することを決定する。

別添附属書 I

- 1 アミール・モアッイェド・アライー（遠心分離機の組立及び技術の管理に関与。）
- 2 モハンマド・フェダーイー・アシアーニー（炭酸ウラニルアンモニウムの製造及びナタンズ濃縮施設の管理に関与。）
- 3 アッバース・レザーイー・アシュティアーニー（イラン原子力庁（以下「AEOI」という。） 探査・採掘担当事務所高官。）
- 4 ハーレ・バクティヤール（99.9%に濃縮されたマグネシウムの生産に関与。）
- 5 モルテザー・ベフザード（遠心分離機の部品作成に関与。）
- 6 モハンマド・エスラーミー博士（防衛産業研修・研究機構所長。）
- 7 セイイェド・フセイン・ホセイニー（アラク重水研究炉計画に関与する AEOI 職員。）
- 8 M. ジャヴァード・キャリーミー・サーベット（決議第 1747 号（2007 年）で指定されたノヴィン・エナジー・カンパニー社長。）
- 9 ハミード＝レザー・モハジェラニー（イスファハン・ウラン転換施設の生産管理に関与。）
- 10 モハンマド・レザー・ナクディ准将（元国軍参謀本部兵站・産業研究担当部長/密輸対策庁長官、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）により課された制裁を迂回する取組に関与。）
- 11 フーシャング・ノーバリー（ナタンズ濃縮施設の管理に関与。）
- 12 アッバース・ラシディ（ナタンズの濃縮作業に関与。）
- 13 ガーセム・ソレイマニ（サガンド・ウラン鉱山・ウラン採掘操業課長。）

別添附属書 II

A 決議第 1737 号（2006 年）に記載された個人

- 1 モハンマド・ガンナディ AEOI 研究・開発副長官
- 2 ダウード・アーガージャーニー P F E P（パイロット燃料濃縮プラント）総裁（ナタンズ）
- 3 ベフマン・アスガルブール運用部長（アラク）

B 決議第 1747 号（2007 年）に記載された個人

- 1 サイド・ジャベル・サフダリ（ナタンズ濃縮施設管理者）
- 2 アミール・ラヒミ（濃縮関連活動に関与している AEOI の核燃料製造及び調達会社の一部であるイスファハン・ニュークリアー・フュール・リサーチ・アンド・プロダクションセンター所長。）

別添附属書 III

- 1 アブザール・ボーレシュ・カーペー・カンパニー (BK Co.) (遠心分離機の部品の生産に関与。)
- 2 パルザガーニー・テジャーラット・タヴァーンマッド・サッカー・カンパニーズ (サッカー・システム・カンパニーズの子会社) (この会社は決議第 1737 号 (2006 年) に記載された団体のために機微な物品の購入を試みた。)
- 3 エレクトロ・サナム・カンパニー (E. S. Co / E. X. Co) (航空宇宙産業機構 (以下「AIO」という。)) のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 4 エッテハード・テクニカル・グループ (AIO のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 5 インダストリアル・ファクトリーズ・オブ・プレシジョン (IFP) マシーナリー (別称 インストルメンテーション・ファクトリーズ・プラント) (幾つかの調達を試みる AIO によって利用された。)
- 6 ジャッペル・イブン・ハヤーン (燃料サイクル活動に関与する AEOI 研究所。)
- 7 ジョザー・インダストリアル・カンパニー (AIO のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 8 ホラサーン・メタラジー・インダストリーズ (DIO に従属するアミュニション・アンド・メタラジー・インダストリーズ・グループ (AMIG) の子会社、遠心分離機の部品生産に関与。)
- 9 ニールー・バッテリー・マニュファクチュアリング・カンパニー (DIO の子会社、その役割はミサイル・システムを含むイラン軍用動力装置を製造すること。)
- 10 ピーシュガーム (パイオニア) ・エナジー・インダストリーズ (イスファハンのウラン転換施設の建設に参加。)
- 11 セイフティー・エクイップメント・プロキユアメント (SEP) (AIO のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 12 TAMAS カンパニー (濃縮関連活動に関与。TAMAS はその下に設立された 4 子会社 (一社は精錬のためのウラン抽出、もう一社はウランの加工、濃縮及び廃棄を担当。)) を支配する組織。)

国際連合安全保障理事会決議第 1874 号 訳文
(外務省告示平成 21 年第 328 号)

安全保障理事会は、

決議第 825 号 (1993 年)、決議第 1540 号 (2004 年)、決議第 1695 号 (2006 年) 及び特に決議第 1718 号を含むこれまでの関連する決議並びに 2006 年 10 月 6 日の議長声明 (S/PRST/2006/41) 及び 2009 年 4 月 13 日の議長声明 (S/PRST/2009/7) を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

2009 年 5 月 25 日 (現地時間) に北朝鮮により決議第 1718 号 (2006 年) に違反して実施された核兵器の実験、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約 (NPT) 及び 2010 年 NPT 運用検討会議に向けて核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

NPT 及び同条約をそのすべての側面において強化するとの約束並びに核不拡散及び核軍縮に向けた世界的な努力に対する集団的な支持を強調するとともに、北朝鮮はいずれにせよ NPT に従い核兵器国としての地位を有することはできないことを想起し、

北朝鮮による NPT からの脱退に関する発表及び核兵器の追求を遺憾とし、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調し、

また、この決議により課される措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調し、

北朝鮮により行われた核実験及びミサイル活動が地域内外の緊張を更に増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、

すべての加盟国が国際連合憲章の目的と原則を支持することの重要性を再確認し、

国際連合憲章第 7 章の下で行動し、同憲章第 41 条に基づく措置をとって、

- 1 北朝鮮が、関連する決議（特に決議第 1695 号（2006 年）及び第 1718 号（2006 年））及び 2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）に違反し、甚だしく無視して、2009 年 5 月 25 日（現地時間）に実施した核実験を最も強い表現で非難する。
- 2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを要求する。
- 3 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定する。
- 4 北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議（特に決議第 1718 号（2006 年））の義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。
- 5 北朝鮮に対し、NPT からの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。
- 6 北朝鮮に対し、NPT の締約国の権利及び義務に留意しつつ、NPT 及び国際原子力機関（IAEA）の保障措置にすみやかに復帰することを更に要求するとともに、NPT のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。
- 7 すべての加盟国に対し、決議第 1718 号（2006 年）に基づく義務（決議第 1718 号（2006 年）に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）が 2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）に従って行った指定に関するものを含む。）を履行することを要請する。
- 8 北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄し直ちに関連するすべての活動を停止すること、NPT の下で締約国に課される義務及び IAEA 保障措置協定（IAEA INFCIRC/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEA が要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）を IAEA に提供することを決定する。
- 9 決議第 1718 号（2006 年）8（b）の措置は、すべての武器及び関連物資並びにこれらの武器及び関連物資の提供、製造、維持又は使用に関する金融取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定する。

- 10 決議第 1718 号（2006 年）8（a）の措置は、すべての武器及び関連物資（小型武器及びその関連物資を除く。）並びにこれらの武器の提供、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定し、各国に対し、北朝鮮に対する小型武器の直接又は間接の供給、販売又は移転を監視することを要請し、さらに、各国は、北朝鮮に対する小型武器の販売、供給又は移転の少なくとも 5 日前までに、委員会に通知することを決定する。
- 11 すべての国に対し、当該貨物が決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、北朝鮮向け及び北朝鮮からのすべての貨物を検査することを要請する。
- 12 すべての加盟国に対し、当該船舶の貨物が決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、旗国の同意を得て公海上で船舶を検査することを要請する。
- 13 すべての国に対し、11 及び 12 の規定に基づく検査に協力することを要請し、また、旗国が公海上の検査に同意しない場合には、当該旗国は、船舶が 11 の規定に基づく現地の当局による必要な検査のために適当かつ都合のよい港に航行するよう指示することを決定する。
- 14 すべての加盟国が、11、12 及び 13 の規定に基づく検査において確認された、決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議の 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第 1540 号（2004 年）を含む関連の安全保障理事会決議の下での義務並びに NPT、1997 年 4 月 29 日の化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及び 1972 年 4 月 1 日の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国のいかなる義務にも反しない方法で押収及び処分することを認め、また、すべての加盟国がこれを行うことを決定し、さらに、すべての国がそのような努力に協力することを決定する。

- 15 いかなる加盟国も、11、12 若しくは 13 の規定に従って検査を行い、又は 14 の規定に従って貨物を押収及び処分したときは、検査、押収及び処分につき、関連する詳細が含まれた報告を委員会に対してすみやかに提出することを要求する。
- 16 いかなる加盟国も、12 又は 13 の規定に基づく旗国の協力が得られない場合は、関連する詳細が含まれた報告を委員会に対して速やかに提出することを要求する。
- 17 加盟国は、北朝鮮の船舶が、決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、人道的目的のために必要な場合を除き、又は、貨物が検査を受け、必要な場合は押収及び処分されるまで、自国民による又は自国の領域からの当該北朝鮮の船舶に対する燃料若しくは物品の提供等の供給サービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止することを決定し、また、この規定が合法的な経済活動に影響を与えることを意図するものではないことを強調する。
- 18 加盟国に対し、決議第 1718 号（2006 年）8（d）及び 8（e）の規定に基づく義務の履行に加え、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る金融サービスの提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、又は自国民、自国の法律の下で組織された団体（海外の支店を含む）、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融又はその他の財産又は資産の移転も防止することを要請する（自国の領域内の、又は今後自国の領域内に入る、自国の管轄権に服する、又は今後自国の管轄権に服することとなる、前記の計画又は活動に関連するいかなる金融又はその他の財産又は資産の凍結、及び、自国の権限及び国内法令に従った、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む。）。
- 19 すべての加盟国並びに国際金融機関及び信用機関に対し、一般市民の必要に直接応える人道及び開発目的のもの又は非核化の促進のためのものを除き、北朝鮮に対する無償援助、資金援助又は緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないことを要請し、また、各国に対し、現行の約束を削減するよう警戒を強化することを要請する。
- 20 すべての加盟国に対し、当該金融支援が北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る場合は、北朝鮮との貿易のための公的な金融支援（そのような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む。）を提供しないことを要請する。

- 21 すべての加盟国が、北朝鮮における外交使節団の外交関係に関するウィーン条約に基づく活動を妨げることなく、決議第 1718 号（2006 年）8（a）（iii）及び 8（d）の規定に従うべきことを強調する。
- 22 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 45 日以内に、またその後委員会の要請があれば、決議第 1718 号（2006 年）8 の規定、この決議 9 及び 10 の規定並びにこの決議 18、19 及び 20 の規定に定める金融措置を効果的に実施するために取った具体的措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請する。
- 23 決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）及び 8（c）の規定に定める措置は、INFCIRC/254/Rev.9/Part 1a 及び INFCIRC/254/Rev.7/Part 2a に列挙される品目にも適用することを決定する。
- 24 決議第 1718 号（2006 年）8 の規定及びこの決議により課された措置を調整すること（団体、物品及び個人の指定を含む。）を決定し、委員会に対し、このためにその任務を実施し、この決議の採択から 30 日以内に安全保障理事会に報告するよう指示し、さらに、委員会が行動しなかった場合には、安全保障理事会がその報告の受領から 7 日以内に措置の調整のための行動を完了することを決定する。
- 25 委員会が、2009 年 7 月 15 日までに理事会に提出される、遵守、調査、広報、対話、支援及び協力に関する作業計画を通じて、決議第 1718 号（2006 年）、2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）及びこの決議の完全な実施を促進するための努力を強化し、またこの決議の 10、15、16 及び 22 の規定に従い加盟国からの報告を受領し、検討することを決定する。
- 26 事務総長に対し、委員会と協議し、以下の任務を遂行するために委員会の指示の下に行動する 7 名までの専門家のグループ（「専門家パネル」）を当初 1 年の間設置することを要請する。（a）決議第 1718 号（2006 年）に明記された権限及びこの決議 25 の規定に明記された任務の遂行に当たり委員会を支援する。（b）国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者からの、決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の履行に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集、審査、及び分析する。（c）理事会、委員会又は加盟国が検討しうる、決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の実施を改善するための行動につき勧告を行う。（d）自らの作業につき、この決議の採択後 90 日以内に理事会に中間報告を、また、その権限が終了する 30 日前までに理事会に最終報告を、所見及び勧告とともに提出する。

- 27 すべての国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者に対し、特に決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の実施に関して保有するいかなる情報も提供することにより、委員会及び専門家パネルと完全に協力することを要請する。
- 28 すべての加盟国に対し、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野の、自国の領域内における若しくは自国民による北朝鮮市民に対する専門教育又は訓練を監視し防止することを要請する。
- 29 北朝鮮に対し、すみやかに包括的核実験禁止条約に加盟するよう要請する。
- 30 平和的対話を支持し、北朝鮮に対し、直ちに無条件で 6 者会合に復帰することを要請し、また、すべての参加国に対し、朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するために、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明並びに 2007 年 2 月 13 日及び 2007 年 10 月 3 日の共同文書を完全に、かつ迅速に実施するための努力を強化することを要請する。
- 31 事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、また、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にし、また、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えるための理事国及びその他の加盟国による努力を歓迎する。
- 32 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議の関連する規定の遵守の状況にかんがみ、決議第 1718 号（2006 年）8 及びこの決議の関連する規定の措置の妥当性について、その時点における必要性に応じ、検討（これらの措置の強化、調整、停止又は解除についての検討を含む。）を行う用意があることを確認する。
- 33 追加の措置が必要な場合には、更なる決定が必要とされることを強調する。
- 34 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合における安保理決議 1887 号の採択（概要）

平成 21 年 9 月 24 日

本件決議は、前文 24 段落、本文 29 段落から構成され、核関連の全分野（核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用、核セキュリティ）を包括的にカバー。

1. 「核兵器のない世界」（前文段落 1）

NPT の目標に沿って、すべてにとってより安全な世界を追求し、「核兵器のない世界」に向けた条件を構築することを決意。

2. NPT（前文段落 6、7、本文段落 2～6、9、17）

NPT の重要性を再確認するとともに、2010 年運用検討会議で NPT を成功裏に強化し、3 本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）について現実的で達成可能な目標を設定するために協力することを呼びかけ。NPT 非締約国に対して非核兵器国としての NPT 加入を要請。消極的安全保証（安保理決議 984）が核不拡散体制を強化。

3. 核軍縮（前文段落 10～12、本文段落 5）

米露による START I 後継条約に向けた交渉を歓迎。NPT 第 6 条に基づく誠実な核軍縮交渉を要請。

4. 非核地帯条約・構想（前文段落 13、14）

非核兵器地帯条約締結への動きを歓迎・支持し、非核兵器地帯が核不拡散体制を強化し核軍縮に貢献することを確認。

5. 市民社会の役割（前文段落 23）

あらゆる NPT の目的を推進する上での市民社会の貢献に留意。

6. CTBT（本文段落 7）

すべての国が核実験を行わず、CTBT に署名・批准し、同条約が早期に発効することを要請。

7. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）（本文段落 8）

2009 年に作業計画がコンセンサス採択されたことを歓迎し、早期にカットオフ条約につき交渉することを要請。

8. 北朝鮮・イラン（前文段落 15、16、本文段落 10）

前文で関連安保理決議を再確認し、本文では「国連安保理が対処してきた、不拡散体制に対する現下の主要な挑戦」として北朝鮮及びイランを暗示しつつ（それぞれの名称への言及はなし）、関係当事国に関連安保理決議の遵守を要求。

9. IAEA（本文段落 12、14～16、18）

IAEA 保障措置は核の不拡散と原子力の平和的利用のための協力推進に不可欠。追加議定書への署名・批准・実施を要請。IAEA の資源と権威を確保することの重要性を強調。

10. 原子力の平和的利用（本文段落 11、12）

拡散のリスクを低減し、保障措置・核セキュリティ・原子力安全の各項目について最高レベルの規準を遵守しつつ原子力平和利用の推進を奨励。平和利用の「奪い得ない権利」（NPT 第 4 条）を確認。

11. 核テロ対策（前文段落 18、20～22、本文段落 21、24～27）

核テロへの懸念を表明。来年の核セキュリティ・サミットへの支持を表明。機微物質や技術の移転管理、金融・輸送面など、具体的な措置を講じていくことをすべての国に呼びかけ。

12. 非国家主体への大量破壊兵器拡散防止（前文段落 24、本文段落 22、23）

全国連加盟国が安保理決議 1540 の完全な履行のために協力することを要請。

国際連合安全保障理事会決議第 1929 号
(外務省告示平成 22 年第 356 号)

安全保障理事会は、

議長声明 (S/PRST/2006/15)、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年)、決議第 1835 号 (2008 年) 及び決議第 1887 号 (2009 年) を想起するとともに、それらの規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及びこの条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

イランの核問題の解決は世界的な不拡散の努力及び大量破壊兵器 (その運搬手段を含む。) のない中東という目的を実現することに資すると述べる国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 理事会決議 (GOV/2006/14) を想起し、

2006 年 2 月 27 日 (GOV/2006/15)、2006 年 6 月 8 日 (GOV/2006/38)、2006 年 8 月 31 日 (GOV/2006/53)、2006 年 11 月 14 日 (GOV/2006/64)、2007 年 2 月 22 日 (GOV/2007/8)、2007 年 5 月 23 日 (GOV/2007/22)、2007 年 8 月 30 日 (GOV/2007/48)、2007 年 11 月 15 日 (GOV/2007/58)、2008 年 2 月 22 日 (GOV/2008/4)、2008 年 5 月 26 日 (GOV/2008/15)、2008 年 9 月 15 日 (GOV/2008/38)、2008 年 11 月 19 日 (GOV/2008/59)、2009 年 2 月 19 日 (GOV/2009/8)、2009 年 6 月 5 日 (GOV/2009/35)、2009 年 8 月 28 日 (GOV/2009/55)、2009 年 11 月 16 日 (GOV/2009/74)、2010 年 2 月 18 日 (GOV/2010/10) 及び 2010 年 5 月 31 日 (GOV/2010/28) の IAEA 事務局長報告により確認されたとおり、イランは、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) に規定されているすべての濃縮関連活動及び再処理活動並びに重水関連計画の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下での IAEA との協力を再開しておらず、イランの核計画の軍事的側面の可能性を排除するために明らかにされる必要のある残された懸念事項に関連して IAEA と協力しておらず、また、IAEA 理事会により要求されているその他の措置をとっておらず、信頼を醸成するために不可欠である安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) の規定を遵守していないことに深刻な懸念をもって留意し、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、

安全保障理事会と IAEA 理事会がイランに対して行ったすべての呼びかけに対しイランが積極的に対応することによって、未解決の問題が最良の形で解決され、イランの核計画が専ら平和的な性格であることの信頼が醸成されることを再確認し、

決議第 1737 号（2006 年）の別添附属書 D 及び E、決議第 1747 号（2007 年）の別添附属書 I 並びにこの決議の別添附属書 II に特定するものを含む、イスラム革命ガード（以下「IRGC」という。別名「イスラム革命防衛隊」）の分子の、イランの拡散上機微な核活動と核兵器運搬システムの開発における役割に深刻な懸念をもって留意し、

イランがすべての濃縮関連活動を停止するとの義務に違反してコムに濃縮施設を建設したこと及び 2009 年 9 月までに IAEA に対しそのことを通知しなかったことは保障措置協定の補助取極の下での義務に適合しないことに深刻な懸念をもって留意し、

また、イランに対し、コムにおける建設を直ちに停止し、施設の目的、設計の来歴及び構造を明確にすることを要請し、IAEA の要請に従い、IAEA に未だ申告されていないその他のいかなる核施設の建設又は建設を認めることの決定も行っていないことを確認するよう要請する IAEA 理事会決議（GOV/2009/82）に留意し、

イランがウランを 20 パーセントまで濃縮したこと及び IAEA が既存の保障措置手続を調整するために十分な時間をもって IAEA に通知せずにそれを行ったことに深刻な懸念をもって留意し、

修正されたコード 3.1 に基づきイランにより提供された設計情報を検認する IAEA の権利に対してイランが異議を唱えたことに懸念をもって留意し、イランとの保障措置協定第 39 条に従い、コード 3.1 は一方的に修正する又は停止することができず、IAEA に対して提供された設計情報を検認する IAEA の権利は継続的権利であり、施設の建設の段階又は施設における核物質の存在に依存するものではないことを強調し、

IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の権威を強化する決意を改めて表明し、イランの核計画に関連する未解決の問題を解決するための IAEA の努力を称賛し、

決議第 1737 号（2006 年）2 の規定に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全かつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出す

ための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、また、この関連で、信頼醸成措置となり得るテヘラン研究用原子炉に関するイランとの合意に向けたトルコ及びブラジルの努力に留意し、

しかし、また、これらの努力との関連において、イランがその核計画に関連する核心の問題に対処することの重要性を強調し、

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、その 2006 年 6 月の提案 (S/2006/521) 及び 2008 年 6 月の提案 (INFCIRC/730) を基礎に、交渉を通じてイランの核問題を解決する包括的戦略を採求するに当たり、更なる具体的な措置をとる意思を有していることを強調し、また、これらの国が、イランの核計画が専ら平和的な性格であることについて国際社会の信頼がひとたび回復されれば、イランは核兵器の不拡散に関する条約の締約国であるいかなる非核兵器国とも同様に扱われることとなると確認していることに留意し、

決議第 1737 号 (2006 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) の下での金融面の義務を履行することにつき加盟国を支援するために、金融活動作業部会が発出した指針を歓迎し、イラン中央銀行を含むイランの銀行が関与する取引に対し、このような取引が拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与することを防止するため、監視を行う必要性を特に想起し、

イランのエネルギー部門に由来する収入とイランの拡散上機微な核活動の資金との間の潜在的な関連に留意しつつ、多様で信頼できるエネルギーへのアクセスが持続的な成長及び開発に決定的であることを認識し、また、石油化学産業に必要な化学処理用機材及び物品は、特定の機微な核燃料サイクル活動に必要な機材及び物品と共通点が多いことに更に留意し、

国際貿易に関連する加盟国の権利及び義務を考慮し、

海洋法に関する国際連合条約 (1982 年) に反映されている海洋法が、海洋における活動に適用される法的枠組みを定めていることを想起し、

イランによる包括的核実験禁止条約への速やかな批准を要請し、

安全保障理事会がこれらの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008

年)並びに IAEA の要求事項を遵守するようイランを説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画によりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下での安全保障理事会の主要な責任に留意し、この決議のいかなる規定も、各国に対し、武力の行使又は武力による威嚇を含む、この決議の範囲を超えた措置や行動をとることを強制するものでないことを強調し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランがこれまで、IAEA 理事会の要求を満たしていないこと、また、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) を遵守していないことを確認する。
- 2 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し、未解決の問題を解決し、また、すべての濃縮関連活動を停止する義務に違反するコムでの濃縮施設建設により引き起こされた深刻な懸念に応えるために不可欠なものとして、IAEA 理事会決議 GOV/2006/14 及び GOV/2009/82 において同理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを確認し、この関連において、さらに、イランは決議第 1737 号 (2006 年) 2 の規定において要求されている措置を遅滞なくとらなければならないとの安全保障理事会の決定を確認する。
- 3 イランがすべての未解決の問題、特に、イランの核計画の軍事的側面の可能性についての懸念を引き起こす問題に関し、IAEA が要請するすべてのサイト、機材、個人及び文書に遅滞なくアクセスを提供することを含め、IAEA と完全に協力しなければならないことを再確認し、また、IAEA が、イランにおける作業を遂行するために必要とするすべての資源と権限を確保することの重要性を強調する。
- 4 IAEA 事務局長に対し、イランにおける保障措置の適用に関するすべての同事務局長の報告を安全保障理事会に通報することを要請する。
- 5 イランが、IAEA 保障措置協定を遅滞なく、完全かつ無条件で遵守しなければならないこと (保障措置協定の補助取極の修正されたコード 3.1 の適用を通じたものを含む。) を決定し、イランに対し、同国が 2003 年 12 月 18 日に署名した IAEA 保障措置協定の追加議定書の規定に厳格に従って行動することを要請し、イランに対し、追加議定書を速

やかに批准することを要請し、イランの保障措置協定第 24 条及び同第 39 条に従い、イランの保障措置協定及び修正されたコード 3.1 を含むその補助取極が、イランにより一方的に改正又は変更できないことを再確認し、また、同協定には、補助取極のいかなる規定の停止のための制度もないことに留意する。

- 6 すべての再処理活動、重水関連活動及び濃縮関連活動を停止するとの従前の決議の下でのイランの義務に従って、イランがいかなる新たなウラン濃縮施設、再処理施設又は重水関連施設の建設も開始してはならないこと、また、実施中のいかなるウラン濃縮施設、再処理施設又は重水関連施設の建設も打ち切らなければならないことを再確認する。
- 7 イランが、他国における、ウランの鉱業、INFCIRC/254/Rev.9/Part1 に記載される核物質及び技術の生産若しくは使用（特に、ウラン濃縮及び再処理活動）、すべての重水活動又は核兵器の運搬が可能な弾道ミサイル関連の技術に関するいかなる商業活動においても利益を取得してはならないことを決定し、また、さらに、すべての国が、自国の管轄権の及ぶ領域における、イラン、その国民、イランにおいて設立された若しくは同国の管轄権に服する団体、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体による、そのような投資を禁止することを決定する。
- 8 すべての国は、イランに対する自国の領域からの若しくは自国の領域を通ずる、自国民若しくは自国の管轄権に服する個人による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル又はミサイル・システム若しくは予備部品を含む関連物資、又は安全保障理事会若しくは決議第 1737 号（2006 年）に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）により定められる品目の直接若しくは間接の供給、販売又は移転を防止することを決定し、さらに、すべての国は、これらの武器及び関連物資の供給、販売、移転、提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、金融資産又は金融サービス、助言、その他のサービス又は援助の自国民による又は自国の領域からの若しくは自国の領域を通じたイランに対する提供を防止することを決定し、またこの関連において、すべての国に対し、すべてのその他の武器及び関連物資の供給、販売、移転、提供、製造及び使用について監視し抑制することを要請する。
- 9 イランは、核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）を実施してはならないことを決定し、各国が、そのような活動に関連する、イランに対する技術の移転又は技術援助を防止するためすべての必要な措置をとること

を決定する。

- 10 すべての国は決議第 1737 号（2006 年）の別添附属書 C、D 及び E、決議第 1747 号（2007 年）の別添附属書 O、決議第 1803 号（2008 年）の別添附属書 I 並びにこの決議の別添附属書 I 及び II において、又は安全保障理事会若しくは委員会により指定される個人が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定し（そのような入国又は通過が、決議第 1737 号（2006 年）3 の規定に従い、同決議 3 (b) (T) 及び (s) の規定にいう品目のイランへの提供に直接関連する活動のためのものである場合を除く。）、この規定のいかなるものもある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものでないことを強調し、この規定により課される措置は、委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往来が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合、又は、委員会が、免除がこの決議の目的（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）に資すると結論する場合には適用しないことを決定する。
- 11 決議第 1737 号（2006 年）12、13、14 及び 15 の規定に定める措置は、この決議の別添附属書 I に記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する個人及び団体、それらにより所有され又は管理される団体（不法な手段を通じる場合を含む。）、並びに、指定された個人又は団体が決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）又はこの決議の制裁を逃れること又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして安全保障理事会又は委員会により決定される個人及び団体に対しても適用されることを決定する。
- 12 決議第 1737 号（2006 年）12、13、14 及び 15 の規定に定める措置は、この決議の別添附属書 II に定めるイスラム革命ガード（IRGC。別名「イスラム革命防衛隊」）の個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するあらゆる個人及び団体、並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不法な手段を通じる場合を含む。）に対しても適用されることを決定し、すべての国に対し、IRGC が関与する取引であって、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得るものを監視することを要請する。
- 13 決議第 1737 号（2006 年）3、4、5、6 及び 7 の規定に特定される措置の目的のため、文書 S/2006/814 の品目リストは、INFCIRC/254/Rev.9/Part1 及び INFCIRC/254/Rev.9/Part2 の品目リスト及び各国が濃縮関連活動、再処理活動又は重水関連活動若しくは核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると認める更なる品目によって代替されることを決定し、さらに、決議第 1737 号（2006 年）3、4、5、6 及び 7 の規定

に特定される措置の目的のため、文書 S/2006/815 に含まれる品目リストは、文書 S/2010/263 に含まれる品目リストによって代替されることを決定する。

- 14 すべての国に対し、当該貨物が決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法、特に海洋法及び関連する国際的な民間航空協定に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、イラン向け及びイランからのすべての貨物を検査することを要請する。
- 15 各国が、国際法、特に海洋法に適合する範囲内で、旗国の同意を得て公海上で船舶の検査を要請することができることに留意し、また、すべての国に対し、当該船舶が決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報がある場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、そのような検査に協力することを要請する。
- 16 すべての国が、この決議の 14 又は 15 の規定に基づく検査において確認された、決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議の 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第 1540 号（2004 年）を含む関連の安全保障理事会決議の下での義務及び NPT の締約国のいかなる義務にも反しない方法で、破壊、使用し得ない状態すること、保管又は当該品目が発した若しくは向かう国以外の国への処分を目的とする移転等を通じて押収及び処分することを認め、また、すべての国がこれを行うことを決定し、さらに、すべての国がそのような努力に協力することを決定する。
- 17 いかなる国に対しても、上記 14 又は 15 の規定に従って検査を行ったときは、特に、検査の根拠の説明、当該検査の結果及び協力が得られたか否かが含まれた書面による最初の報告を 5 作業日以内に委員会に提出することを要求し、さらに、移転が禁止される品目が発見された場合には、検査を行った国に対し、その後の段階で、検査、押収及び処分並びに移転に関する詳細（品目の記述、当該品目が発した又は向かうことが意図された場所を含む。）が最初の報告にない場合には、これらの情報が含まれたその後の書面による報告を委員会に対して提出することを要求する。

- 18 すべての国は、イラン人所有の又は契約した船舶（用船された船舶を含む。）が、決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、人道的目的のために必要な場合を除き、又は、貨物が検査を受け、必要な場合は押収及び処分されるまで、自国民による又は自国の領域からの当該船舶に対する燃料若しくは物品の提供等の供給サービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止することを決定し、また、この規定が合法的な経済活動に影響を与えることを意図するものではないことを強調する。
- 19 決議第 1737 号（2006 年）12、13、14 及び 15 の規定に定める措置は、この決議の別添附属書 III に定めるイラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライNZ（以下「IRISL」という。）の団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する者及び団体、並びにそれらにより所有され又は管理され（不法な手段を通じる場合を含む。）若しくは決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）又はこの決議の制裁を逃れること又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして理事会又は委員会により決定される団体に対しても適用されることを決定する。
- 20 すべての加盟国に対し、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）若しくはこの決議の制裁を逃れるために又はこれらの決議の規定に違反して行われた疑いのあるイラン航空の貨物部門又は IRISL により所有され若しくは運航されている船舶による他社への移転又は活動に関するあらゆる情報（航空機、船舶若しくは船の名称変更又は再登録を含む。）を委員会に通報することを要請し、また、委員会に対し、そうした情報を広く利用可能とすることを要請する。 _
- 21 すべての国に対し、当該サービス、財産又は資産が、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議の規定に基づく義務の履行に加え、金融サービス（保険又は再保険を含む。）の提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、若しくは自国民、自国の法律の下で組織された団体（海外の支店を含む）、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融若しくはその他の財産若しくは資産の移転も防止することを要請する（自国の領域内の、又は今後自国の領域内に入る、自国の管轄権に服する、又は今後自国の管轄権に服することとなる、前記の計画又は活動に関連するいかなる金融又はその他の財産又は資産の凍結、

及び、自国の権限及び国内法令に従った、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む。))。

22 すべての国は、当該取引が、イランの拡散上機微な核活動、核兵器運搬システムの開発、又は議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年) 若しくはこの決議の違反に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国民、自国の管轄権に服する者、及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する会社に対し、イランにおいて設立された又はイランの管轄権に服する団体 (IRGC 及び IRISL の団体を含む。)、それらの代理として又はそれらの指示により行動する個人又は団体、及びそれらにより所有され又は管理される団体 (不法な手段を通じたものを含む。) との取引を行う際に、監視を行うよう要求することを決定する。

23 各国に対し、当該活動がイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、金融サービスの供給を防止するため、自国の領域内において、イランの銀行の新しい支店、子会社又は代表事務所の開設を禁止し、また、イランの銀行が新しい合併企業を設立すること、自国の管轄権内にある銀行の持ち分を得ること又は取引関係 (コルレス関係) を確立し若しくは維持することを禁止するための適切な措置をとることを要請する。

24 各国に対し、当該金融サービスがイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国の領域内又は自国の管轄権の下に金融機関に、イランにおいて代表事務所、子会社又は銀行口座の開設を禁止する適切な措置をとるよう要請する。

25 決議第 1747 号 (2007 年) の採択以来、委員会に報告された同決議 5 の規定の禁止の違反を遺憾とし、これらの違反に対応して行動をとり、委員会に報告した各国を称賛する。

26 委員会に対し、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年) 及びこの決議で決定された措置の違反に効果的に対応するよう指示し、また、委員会が、指定された者又は団体がこれらの決議の制裁を逃れる又はこれらの決議の規定に違反することを支援した個人又は団体を指定することができることを想起する。

27 この決議の採択から 45 日以内に安全保障理事会に提出される、遵守、調査、広報、対話、支援及び協力に関する作業計画を通じるものを含め、委員会が、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年) 及びこの決議の完全な実施

を促進するための努力を強化することを決定する。

28 決議第 1737 号（2006 年）18 で規定され、決議第 1803 号（2008 年）14 の規定により修正された委員会の権限は、この決議において決定された措置に対しても適用することを決定する（上記 17 に基づき提出された各国からの報告を受理することを含む。）。

29 事務総長に対し、委員会と協議し、以下の任務を遂行するため、委員会の指示の下に 8 名までの専門家のグループ（「専門家パネル」）を当初 1 年の間設置することを要請する。

（a）決議第 1737 号（2006 年）18 の規定及びこの決議 28 の規定に明記された権限の遂行に当たり委員会を支援する。（b）国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者からの、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議により決定された措置の履行に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集、審査、及び分析する。（c）理事会、委員会又は各国が検討し得る、関連する措置の実施を改善するための行動につき勧告を行う。（d）自らの作業につき、パネルの任命後 90 日以内に理事会に中間報告を、また、その権限が終了する 30 日前までに理事会に最終報告を、所見及び勧告とともに提出する。

30 すべての国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者に対し、特に決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議により決定された措置の実施に関して保有するいかなる情報（特に違反の事例に関するもの）も提供することにより、委員会及び専門家パネルと完全に協力することを要請する。

31 すべての国に対し、この決議の採択から 60 日以内に、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、21、22、23 及び 24 の規定を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを要請する。

32 相互尊重及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの関係及びより広範な協力を発展させることを可能とする、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が 2008 年 6 月 14 日に行った提案に基づくこの問題の包括的、長期的かつ適切な解決を求めて、対話と協議を促進するための外交的努力（最も最近でジュネーブにおける 2009 年 10 月 1 日のイランとの会合で行われた核問題に関するイランとの対話を無条件で再開することを含む。）を更に強化し、特に 2008 年 6 月の提案に基づくイランとの正式交渉を開始するとの中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国の意思を強調し、この決議の別添附属書 IV の 2008 年 6 月の提案が引き続き検討されていることを評価の意をもって確認

する。

- 33 欧州連合外務・安全保障政策上級代表に対し、対話を再開するための必要な条件を作るために、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国による関連の提案を含め、交渉を通じた解決を見出すための政治的及び外交的努力を支援するためにイランとの連絡を継続することを懇請し、また、イランに対し、このような提案に積極的に対応することを懇請する。
- 34 テヘラン研究用原子炉に対する核燃料の供給のためのイランにおける研究用原子炉への核燃料供給保証の援助に関する IAEA とフランス共和国政府、イラン・イスラム共和国政府及びロシア連邦政府の間の合意案についての IAEA 事務局長の 2009 年 10 月 21 日の提案に関し、同事務局長を称賛し、イランが 2009 年 10 月 21 日の提案に建設的に対応していないことを遺憾とし、また、IAEA に対し、理事会の決議に従い、促進するために、このような信頼醸成措置を引き続き追求することを懇請する。
- 35 イランを含むすべての国に対し、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、イラン政府、イランにおけるいかなる者若しくは団体、決議第 1737 号（2006 年）及び関連する決議により指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。
- 36 IAEA 事務局長に対し、90 日以内に、イランが決議第 1737 号（2006 年）に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置並びに決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。
- 37 上記 36 に規定される 90 日以内に提出される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。(a) イランが、早期かつ相互に受入れ可能な成果に到達するための誠実な交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。(b) 安全保障理事会は、上記に規定される報告の受領後、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守し、かつ、IAEA 理

事会の要求を満たし、これが IAEA 理事会により確認されたと決定する場合には、決議第 1737 号（2006 年）の 3、4、5、6、7 及び 12 の規定、決議第 1747 号（2007 年）の 2、4、5、6 及び 7 の規定、決議第 1803 号（2008 年）の 3、5、7、8、9、10 及び 11 の規定、並びに上記の 7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、21、22、23 及び 24 の規定に定める措置を直ちに終了する。(c) その報告が、イランが決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議を遵守していないことを示す場合には、これらの決議及び IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。

38 この問題に引き続き関与することを決定する。

別添附属書 I

核又は弾道ミサイル活動に関与する個人及び団体

団体

1 アミーン・インダストリアル・コンプレックス

アミーン・インダストリアル・コンプレックスは、原子力研究及び操業・生産施設において使用される温度制御装置を入手しようとした。アミーン・インダストリアル・コンプレックスは、決議第 1737 号（2006 年）で指定された防衛産業機構（DIO）により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 91735-549, Mashad, Iran; Amin Industrial Estate, Khalage Rd., Seyedi District, Mashad, Iran; Kaveh Complex, Khalaj Rd., Seyedi St., Mashad, Iran
別名：アミーン・インダストリアル・コンパウンド及びアミーン・インダストリアル・カンパニー

2 アーマメント・インダストリーズ・グループ

アーマメント・インダストリーズ・グループ（AIG）は、種々の小型武器（大口径及び中口径銃並びに関連技術を含む。）を製造及び提供している。AIG は、ハディード・インダストリー・コンプレックスを通じ、その多くの調達活動を実施している。

所在地：Sepah Islam Road, Karaj Special Road Km 10, Iran; Pasdaran Ave., P.O. Box 19585/777, Tehran, Iran

3 ディフェンス・テクノロジー・アンド・サイエンス・リサーチ・センター

ディフェンス・テクノロジー・アンド・サイエンス・リサーチ・センター（DTSRC）は、イランの国防研究及び開発、生産、維持、輸出及び調達を監督しているイラン国防軍需省（MODAFL）により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Pasdaran Ave, PO Box 19585/777, Tehran, Iran

4 ドウースターン・インターナショナル・カンパニー

ドウースターン・インターナショナル・カンパニー（DICO）は、イランの弾道ミサイル計画に設備を供給している。

5 ファラーサーフト・インダストリーズ

ファラーサーフト・インダストリーズは、MODAFL により所有又は管理されているイラン・エアークラフト・マニュファクチュアリング・カンパニーにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 83145-311, Kilometer 28, Esfahan-Tehran Freeway, Shahin Shahr, Esfahan, Iran

6 ファースト・イースト・エクスポート・バンク, P.L.C.

ファースト・イースト・エクスポート・バンク,

P.L.C.は、バンク・メッラットにより所有又は管理され、若しくは代理として行動してい

る。バンク・メッラットは、過去 7 年にわたり、イランの核、ミサイル及び国防機関のための取引において数億ドルを得てきた。

所在地：Unit Level 10 (B1), Main Office Tower, Financial Park Labuan, Jalan Merdeka, 87000 WP Labuan, Malaysia; Business Registration Number LL06889 (Malaysia)

7 カーヴェ・カッティング・ツールズ・カンパニー

カーヴェ・カッティング・ツールズ・カンパニーは、DIO により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：3rd Km of Khalaj Road, Seyyedi Street, Mashad 91638, Iran; Km 4 of Khalaj Road, End of Seyyedi Street, Mashad, Iran; P.O. Box 91735-549, Mashad, Iran; Khalaj Rd., End of Seyyedi Alley, Mashad, Iran; Moqan St., Pasdaran St., Pasdaran Cross Rd.,

Tehran, Iran

8 M. バーバーイ・インダストリーズ

M. バーバーイ・インダストリーズは、イランのエアロスペース・インダストリーズ・オーガナイゼーション (AIO) のシャヒード・アフマド・カーゼミ・インダストリーズ・グループ (公式にはエアー・ディフェンス・ミサイル・インダストリーズ・グループ) の下部団体である。AIO は、決議第 1737 号 (2006 年) で指定されたミサイル組織であるシャヒード・ヘムマット・インダストリアル・グループ (SHIG) 及びシャヒード・バーケリー・インダストリアル・グループ (SBIG) を管理している。

所在地：P.O. Box 16535-76, Tehran, 16548, Iran

9 ク・アシュタル・ユニバーシティー

MODAFL 内の DTRSC の下部組織である。これは従前のフィジックス・リサーチ・センター (PHRC) に該当する研究グループを含んでいる。IAEA の査察官は、イランの核計画の軍事的側面の可能性についての未解決の問題を解決するために、職員に面談をすること又はこの組織の管理下にある文書を調べることを認められていない。

所在地：Corner of Imam Ali Highway and Babaei Highway, Tehran, Iran

10 ミニストリー・オブ・ディフェンス・ロジスティクス・エクスポート

ミニストリー・オブ・ディフェンス・ロジスティクス・エクスポート (MODLEX) は、イランが武器及び関連物資を販売することを禁止した決議第 1747 号 (2007 年) に違反して、イランが製造した武器を全世界の顧客に販売している。

所在地：PO Box 16315-189, Tehran, Iran; located on the west side of Dabestan Street, Abbas Abad District, Tehran, Iran

11 ミーザン・マシーナリー・マニュファクチュアリング

ミーザン・マシーナリー・マニュファクチュアリング (3M) は、SHIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 16595-365, Tehran, Iran

別名：3MG

12 モダン・インダストリーズ・テクニク・カンパニー

モダン・インダストリーズ・テクニク・カンパニーは (MITEC) は、アラクにおける IR'40 重水炉の設計及び建設に責任を有している。MITEC は、IR'40 重水炉の建設のための調達を主導した。

所在地：Arak, Iran

別名：ラーフカール・カンパニー、ラーフカール・インダストリーズ、ラーフカール・サナーイエ・カンパニー、ラーフカール・サナーイエ・ノヴィン

13 ニュークリアー・リサーチ・センター・フォー・アグリカルチャー・アンド・メディシン

ニュークリアー・リサーチ・センター・フォー・アグリカルチャー・アンド・メディシン (NFRPC) は、決議第 1737 号 (2006 年) で指定されたイラン原子力庁 (AEOI) の大規模な研究部門である。NFRPC は、核燃料の開発のための AEOI の中心であり、濃縮関連活動に参与している。

所在地：P.O. Box 31585-4395, Karaj, Iran

別名：センター・フォー・アグリカルチュラル・リサーチ・アンド・ニュークリアー・メディシン、キャラジ・アグリカルチュラル・アンド・メディカル・リサーチ・センター

14 ペジューマーン・インダストリアル・サービシーズ・コーポレーション

ペジューマーン・インダストリアル・サービシーズ・コーポレーションは、SBIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 16785-195, Tehran, Iran

15 サバーラーン・カンパニー

サバーラーンは、SHIG の別名である。

所在地：Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran

16 サハンド・アルミニウム・パーツ・インダストリアル・カンパニー (SAPICO)

SAPICO は、SHIG の別名である。

所在地：Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran

17 シャヒード・ハッターズィ・インダストリーズ

シャヒード・ハッターズィ・インダストリーズは、SBIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Tehran, Iran

18 シャヒード・サッターリ・インダストリーズ

シャヒード・サッターリ・インダストリーズは、SBIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Southeast Tehran, Iran

別名：シャヒード・サッターリ・グループ・エクイップメント・インダストリーズ

19 シャヒード・サイヤーデ・シーラーズィ・インダストリーズ

シャヒード・サイヤーデ・シーラーズィ・インダストリーズ (SSSI) は、DIO により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Next To Nirou Battery Mfg. Co, Shahid Babaei Expressway, Nobonyad Square, Tehran, Iran; Pasdaran St., P.O. Box 16765, Tehran 1835, Iran; Babaei Highway Next to

NiruM.F.G, Tehran, Iran

20 スペシャル・インダストリーズ・グループ

スペシャル・インダストリーズ・グループ (SIG) は、DIO の下部組織である。

所在地：Pasdaran Avenue, PO Box 19585/777, Tehran, Iran

21 ティーズ・パールス

ティーズ・パールスは、SHIG の別名である。ティーズ・パールスは、2007 年の 4 月と 7 月の間、SHIG のために、イランのミサイル計画に実質的に寄与し得る 5 軸レーザー溶接・切断機を調達することを試みた。

所在地：Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran

22 ヤズド・メタラージ・インダストリーズ

ヤズド・メタラージ・インダストリーズ (YMI) は、DIO の下部組織である。

所在地：Pasdaran Avenue, Next To Telecommunication Industry, Tehran 16588, Iran; Postal Box 89195/878, Yazd, Iran; P.O. Box 89195-678, Yazd, Iran; Km 5 of Taft Road, Yazd, Iran

別名：ヤズド・アミュニション・マニュファクチュアリング・アンド・メタラージ・インダストリーズ、ディレクトレート・オブ・ヤズド・アミュニション・アンド・メタラージ・インダストリーズ

個人

ジャヴァード・ラヒーギ

イラン原子力庁 (AEOI) イスファハン・ニュークリア・テクノロジー・センター所長 (追加的情報：生年月日：1954 年 4 月 24 日；出生地：マルシャド)

別添附属書 II

イスラム革命ガード (IRGC) により所有又は管理され、若しくは代理として行動する団体

- 1 フェーテル (又はファアテル)・インスティテュート
ハタモル・アンピア (KAA) の子会社。フェーテルは、イランにおける IRGC のプロジェクトにおいて、おそらく他の KAA の会社のために、外国の供給者と協力している。
- 2 ガラールガーヘ・サーザンデギー・ガーエム
ガラールガーヘ・サーザンデギー・ガーエムは、KAA により所有又は管理されている。
- 3 ゴルブ・カルバラゴルブ・カルバラは、KAA により所有又は管理されている。
- 4 ゴルブ・ヌーフゴルブ・ヌーフは、KAA により所有又は管理されている。
- 5 ハラ・カンパニー
ゴルブ・ヌーフにより所有又は管理されている。
- 6 イーメンサーザン・コンサルタント・エンジニアーズ・インスティテュート
KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
- 7 ハタモル・アンピア・コンストラクション・ヘッドクォーターズ
ハタモル・アンピア・コンストラクション・ヘッドクォーターズ (KAA) は、大規模な非軍事上及び軍事上の建設計画及びその他の技術活動に関与している IRGC が所有する会社である。同社は、パッシブ・ディフェンス・オーガナイゼイション・プロジェクトの相当の量の業務を行っている。特に、KAA の子会社は、コム・フォルドにおけるウラン濃縮サイトの建設に深く関与していた。
- 8 マキン
マキンは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動しており、KAA の下部団体である。
- 9 オムラーン・サーヘル
ゴルブ・ヌーフにより所有又は管理されている。
- 10 オリエンタル・オイル・キーシュ
オリエンタル・オイル・キーシュは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
- 11 ラーフ・サーヘル
ラーフ・サーヘルは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
- 12 ラハーブ・エンジニアリング・インスティテュート
ラハーブは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動しており、KAA の下部団体である。
- 13 サーヘル・コンサルタント・エンジニアーズ
ゴルブ・ヌーフにより所有され又は管理されている。
- 14 セパニール

セパニールは、KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

15 セパーサッド・エンジニアリング・カンパニー

セパーサッド・エンジニアリング・カンパニーは、KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

別添附属書 III

イラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライNZ (IRISL) により所有又は管理され、若しくは代理として行動する団体

1 ラノ・ヒンド・SHIPPING・カンパニー

所在地：18 Mehrshad Street, Sadaghat Street, Opposite of Park Mellat, Vali-e-Asr Ave., Tehran, Iran ; 265, Next to Mehrshad, Sedaghat St., Opposite of Mellat Park, Vali Asr Ave., Tehran 1A001, Iran

2 IRISL・ベネルックス・NV

所在地：Noorderlaan 139, B-2030, Antwerp, Belgium ; V.A.T. Number BE480224531 (Belgium)

3 サウス・SHIPPING・ライン・イラン (SSL)

所在地：Apt. No. 7, 3rd Floor, No. 2, 4th Alley, Gandi Ave., Tehran, Iran ; Qaem Magham Farahani St., Tehran, Iran

別添附属書 IV

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国及び欧州連合によるイラン・イスラム共和国への提案

2008 年 6 月 14 日テヘランにおいてイラン当局に提示されたイランとのあり得べき協力分野関連する国際連合安全保障理事会の決議に従い、2006 年 6 月にイランに提示され引き続き検討されている提案に基づくイランの核問題の包括的、長期的かつ適切な解決を求めるため、イランが、安全保障理事会決議第 1803 号 15 及び 19 (a) の規定に基づき、濃縮関連活動及び再処理活動を検証可能なように停止する限り、中国、フランス、ドイツ、イラン、ロシア、連合王国及び合衆国の間の、そして欧州連合上級代表も参加する交渉の問題として、以下の諸要素が提案される。このような交渉の観点から、我々は、また、イランが国際連合安全保障理事会及び IAEA の要求事項に留意することを期待する。中国、フランス、ドイツ、ロシア、連合王国、合衆国及び欧州連合上級代表としては、次を行う用意があることを述べる。

NPT 上の自国の義務に従って、平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させるイランの権利を認めること。

イランの核計画が専ら平和的な性格なものであることについての国際的な信頼がひとたび回復されれば、イランの核計画を NPT の締約国であるいかなる非核兵器国のものと同様に扱うこと。

原子力エネルギー

- ・ NPT の下での自国の義務に従った、イランの専ら平和的目的のための原子力の権利の再確認。
- ・ イランの原子力の平和的利用のために必要な技術及び資金援助並びに IAEA によるイランにおける技術協力事業の再開のための支援の提供。
- ・ 最新の技術に基づく軽水炉の建設の支援。
- ・ 漸進的な国際的信頼の回復に応じた原子力の研究及び開発の支援。
- ・ 法的拘束力のある核燃料の供給保証の提供。
- ・ 使用済み燃料及び放射性廃棄物の管理に関連した協力。

政治

- ・ 6 か国及び欧州連合のイランとの関係の改善並びに相互信頼の確立。
- ・ イランとの直接の接触及び対話の奨励。
- ・ 国際的問題においてイランが重要かつ建設的な役割を果たすことの支援。

- ・不拡散、地域の安全保障及び安定化の問題に関する対話及び協力の促進。
- ・信頼醸成措置及び地域の安全保障を奨励するためのイラン及び地域の他の諸国との作業。
- ・適切な協議と協力のメカニズムの確立。
- ・地域の安全保障問題に関する会議の支援。
- ・イランの核問題の解決が不拡散の努力及び大量破壊兵器（その運搬手段を含む。）のない中東という目的を実現することに資することの再確認。
- ・その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合憲章と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないという国際連合憲章に基づく義務の再確認。
- ・麻薬密輸に対する取組みにおける強化された協力、アフガニスタン難民のアフガニスタンへの帰還プログラムの支援、アフガニスタンの復興に関する協力及びイラン・アフガニスタン国境の警備に関する協力を含むアフガニスタンに関する協力。

経済

世界貿易機関を含む国際的な機構への完全な統合のための実際的な支援を通じた、国際経済、市場及び資本へのイランのアクセスの改善並びにイランにおける直接投資及びイランとの貿易の拡大のための枠組みの創設等の貿易及び経済関係の正常化へ向けた措置。

エネルギー・パートナーシップ

エネルギーの分野におけるイランとの協力の正常化に向けた措置。すなわち、具体的かつ実践的な適用又は措置を伴う、イラン、欧州連合及びその他の希望する国との間の長期的かつ広範にわたる戦略的なエネルギー・パートナーシップの創設。

農業

- ・イランにおける農業の発展への支援。近代的技術における協力を通じたイランの完全な食糧自給の促進。

環境、インフラ

- ・環境保護、インフラ、科学技術及び先端技術の分野の民生プロジェクト。
 - 国際輸送回廊を含む輸送インフラの開発。
 - 関連の輸出規制の撤廃の可能性を含む、イランの通信インフラの近代化の支援。

民間航空

- ・イランへ航空機を輸出する製造業者に対する制限の撤廃の可能性を含む民間航空協力。
 - イランが民間航空機を新しくすることを可能にすること。
 - イランが同国の航空機が国際的な安全基準を満たすことを確保することを支援する

こと。

経済的、社会的並びに人的発展及び人道上の問題

- ・イランの経済的及び社会的発展並びに人道上の必要に対する必要に応じた援助の提供。
——イランの利益となる分野の教育における協力・技術支援。
——イラン人が土木業、農業及び環境の研究等の分野の研修過程、職業紹介又は学位を得ることを支援すること。
- ・高等教育機関の間の連携の支援（例えば公衆衛生、農村の生計、共同科学プロジェクト、公共行政、歴史及び哲学）。
- ・緊急事態への効果的な対応能力の開発分野（例えば地震学、地震研究、災害管理等）における協力。
- ・「文明間の対話」の枠組み内での協力。

実施メカニズム

- ・将来の合意の実施のための共同監視グループの設置。